

# 総務

## 市の沿革（総務課）

### 1. おいたち

日本一の鳥取大砂丘を有する「鳥取市」は、中国山地から日本海へ北流する千代川流域にひらけた鳥取平野に、古く城下町として生まれ、江戸時代は、鳥取藩池田家32万石の城下町として栄えた。

明治22年10月1日市制を施行し、以来、県都として、また、山陰地方東部の中核都市として、政治、経済、文化の中心となり発展をしてきた。

大正時代の千代川の度重なる氾濫、昭和18年の鳥取大地震、昭和27年の鳥取大火など幾度となく大災害に見舞われたが、その都度粘り強い市民の精神力と努力により立ち直ってきた。

その後、都市の近代化に積極的に取り組み、昭和53年に鳥取駅高架事業が、昭和55年には鳥取駅前土地区画整理事業が完成し、鳥取駅周辺の整備を行ったほか、平成11年3月には、産・学と調和のとれた住環境である鳥取新都市（ついのニュータウン）開発整備事業が完了した。

交通網の整備については、昭和42年の鳥取空港の完成、平成6年12月の智頭線の開通により首都圏や近畿圏とのアクセスが短縮されたほか、高速自動車道である鳥取自動車道（県内区間）が平成22年3月に開通し、鳥取市は待望の高速道路時代を迎えた。これにより、広域的な地域間の連携交流の活性化と雇用の拡大に取り組んでいる。また、平成22年10月に山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに認定されたことや、同年11月に山陰初のJリーグチームとしてガイナレ鳥取がJ2に昇格したことなどを背景に、本市の知名度が高まるさまざまな取組みを進めている。

産業の振興については、地域産業の振興や企業誘致に積極的に取り組んでおり、電気機械工業を中心とした製造業が盛んであるほか、二十世紀梨や松葉ガニ、砂丘らっきょうなどの特産品を産する農林業の振興にも積極的に取り組んでいる。平成23年6月には、食のみやこ鳥取県販売拠点施設「わったいな」がオープンし、鳥取自動車道の開通に合わせた食、観光交流、地域活性化に期待がかかる。

さらに、高齢化社会への対応として社会福祉施設等の整備・充実、文化施設として世界のおもちゃなどを展示した「わらべ館」及び鳥取市歴史博物館「やまびこ館」を整備したほか、教育面においては平成13年4月環境をテーマとした鳥取環境大学が公設民営方式により開学した。

平成16年11月1日、鳥取県東部の6町2村との市町村合併により、山陰地方で初めて20万人都市となり、さらに平成17年10月1日には、特例市へ移行した。

第9次総合計画を策定し、まちづくりの目標である「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」の実現に向け、山陰の発展をリードする中核都市としてさらなる発展を目指している。

### 2. 主なできごと

時代	西暦	年号	主 な で き ご と	
戦 国	1545	天文14	山名誠通	久松山に築城（因幡民談記による）
	1573	天正元	山名豊国	天守櫓築城（城下町鳥取誕生）
安土桃山	1581	天正 9	吉川経家	羽柴秀吉鳥取城包囲により落城
江 戸	1617	元和 3	池田光政	姫路より城主として入城（32万石）
	1632	寛永 9	池田光仲	岡山より城主として入城（池田家初代）
	1867	慶応 3	池田慶徳	大政奉還（12代）
明 治	1889	明治22	市制施行	
	1896	29	鳥取40連隊設置	
	1907	40	仁風閣建築（皇太子を迎える）	
	1912	45	山陰鉄道 京都～出雲間（現在の山陰本線）全通	
大 正	1912	大正元	千代川氾濫による大洪水	
	1915	4	上水道給水開始	
	1918	大正 7	千代川氾濫による大洪水	

時代	西暦	年号	主 な で き ご と
大 正	1921	10	鳥取高等農業学校（現在の鳥取大学）開校
	1923	12	千代川氾濫による大洪水
	1925	14	駅前温泉湧出
昭 和	1930	昭和 5	千代川の大改修完成
	1943	18	鳥取大地震（M.7.3 死者1,025人）
	1949	24	鳥取大学発足
	1952	27	鳥取大火災（焼失面積1.6km <sup>2</sup> ）
	1953	28	15村合併により市の行政基盤固まる（人口63千人から99千人へ）
	1955	30	鳥取砂丘天然記念物に指定
	1958	33	〃 国立公園に指定
	1964	39	市庁舎完成、釧路市と姉妹都市提携（3月18日）
	1967	42	鳥取空港完成
	1972	47	姫路市と姉妹都市提携（3月8日）
	1978	53	鳥取駅高架化完成
	1983	58	ついのニュータウン事業実施基本計画の認可（9月8日）
	1985	60	鳥取南バイパス、駅南広場完成、ジェット機就航、第40回国体（わかとり）開催
	1986	61	鳥取港一部供用開始
	1988	63	人口14万人突破（7月23日）
平 成	1989	平成元	市制施行100年、'89鳥取・世界おもちゃ博覧会開催、市第2庁舎開庁
	1990	2	韓国・清州市と姉妹都市提携（8月30日）、鳥取港全面供用開始
	1991	3	鳥取砂丘の草原化対策に着手（除草実験・松の抜去）
	1992	4	老人保健施設「やすらぎ」、「新産業創造センター」竣工
	1995	7	市立病院の新築移転、わらべ館の開館（7月7日）
	〃	〃	岩国市姉妹都市提携（10月13日）
	1997	9	「学習交流センター鳥取」竣工
	〃	〃	「東部広域リファーレンいなば」、「鳥取県東部環境クリーンセンター」竣工
	1998	10	第22回全国育樹祭、とっとり出合いの森で開催
	〃	〃	水道局庁舎新築移転
	1999	11	鳥取新都市（ついのニュータウン）開発整備事業完了
	2000	12	鳥取市歴史博物館「やまびこ館」の開館（7月1日）
	〃	〃	農村型CATV（いなばぴよんぴよんネット）開局（7月1日）
	〃	〃	人口15万人突破（10月1日国勢調査）
	2001	13	鳥取環境大学開学（4月1日）
	〃	〃	障害者福祉センター「さわやか会館」開館（5月23日）
	〃	〃	ドイツ・ハーナウ市と姉妹都市提携（11月20日）
	2002	14	ワールドカップサッカー・エクアドル代表チームがキャンプ
	〃	〃	国民文化祭・とっとり2002開催（10月11日）
	〃	〃	男女共同参画センター「輝（き）なんせ鳥取」オープン（10月6日）
	2003	15	市民活動推進センター「アクティブとっとり」オープン（7月13日）
	2004	16	国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町を編入（11月1日）
	〃	〃	市駅南庁舎開庁
	2005	17	駅南庁舎に市中央図書館が移転開館
	〃	〃	特例市へ移行
	〃	〃	郡山市姉妹都市提携（11月25日）
	2006	18	白兎と河原の2ヶ所の「道の駅」同時オープン
	2007	19	市の鳥「オオルリ」制定
	2008	20	鳥取市自治基本条例制定
	2009	21	2009鳥取・因幡の祭典開催（4月～3月）
〃	〃	新しい鳥取市民憲章を制定（10月1日）	
2010	22	鳥取自動車道（県内区間）全線開通（3月）	
〃	〃	山陰海岸ジオパークが「世界ジオパークネットワーク」に加盟（10月）	
〃	〃	江山浄水場完成、全面供用開始（12月）	
2011	23	食のみやこ鳥取県販売拠点施設「わったいな」オープン（6月）	

### 3. 市域の変遷

番号	年 月 日	面 積	備 考
①	明治22.10. 1	6.61km <sup>2</sup>	市制施行
②	大正12. 5.10	10.75	富桑村編入 ( 4.14km <sup>2</sup> )
③	昭和 7. 4. 1	21.82	稲葉村編入 (11.07km <sup>2</sup> )
④	〃 8. 4. 1	34.82	中ノ郷村編入 (13.00km <sup>2</sup> )
⑤	〃 8.10. 1	40.11	美保村編入 ( 5.29km <sup>2</sup> )
⑥	〃 12. 2.15	45.12	賀露村編入 ( 5.01km <sup>2</sup> )
⑦	〃 28. 7. 1	219.44	神戸村編入 (23.06km <sup>2</sup> ) 大和村編入 ( 9.53km <sup>2</sup> ) 美穂村 〃 ( 5.77km <sup>2</sup> ) 大正村 〃 ( 5.08km <sup>2</sup> ) 東郷村 〃 (16.87km <sup>2</sup> ) 豊実村 〃 ( 6.62km <sup>2</sup> ) 明治村 〃 (37.16km <sup>2</sup> ) 吉岡村 〃 (12.32km <sup>2</sup> ) 大郷村 〃 ( 9.50km <sup>2</sup> ) 末恒村 〃 (11.85km <sup>2</sup> ) 湖山村 〃 (12.14km <sup>2</sup> ) 松保村 〃 (10.21km <sup>2</sup> ) 千代水村 〃 ( 5.11km <sup>2</sup> ) 面影村 〃 ( 3.21km <sup>2</sup> ) 倉田村 〃 ( 5.89km <sup>2</sup> )
⑧	〃 30. 7.20	227.39	米里村編入 ( 7.95km <sup>2</sup> )
⑨	〃 38. 4.22	237.25	津ノ井村編入 ( 9.86km <sup>2</sup> )
⑩	〃 51.12. 1	237.29	河原町と境界変更
⑪	〃 59.11. 1	237.28	国府町と境界変更
⑫	平成元.11.10	237.01	官報公告により面積値修正 (国土地理院)
⑬	〃 2. 7.27	237.06	公有水面埋立
⑭	〃 2.11. 2	237.09	公有水面埋立
⑮	〃 9. 7. 1	237.20	公有水面埋立
⑯	〃 16.11. 1	765.66	国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町編入

### 4. 地 勢

鳥取市は、鳥取県の東部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町および一部兵庫県、西は湯梨浜町および三朝町、南は八頭町、智頭町および一部岡山県と接し、県庁所在都市として鳥取県東部広域圏の中心をなしている。

昭和47年に山陽新幹線の開通した岡山、姫路からは100km、神戸、大阪、京都からは150kmの圏域にある。

面 積 (km <sup>2</sup> )	位 置	
	経 度	緯 度
765.66	極東 134° 26' 37"	極南 35° 16' 6"
	極西 133° 56' 56"	極北 35° 34' 11"

## 5. 町名・集落名一覧

<b>【あ】</b>	江崎町 (えぞきちょう)	片原四丁目 (かたはら4)
相生町一丁目 (あいおいちょう1)	江津 (えづ)	片原五丁目 (かたはら5)
相生町二丁目 (あいおいちょう2)	用瀬町江波 (えなみ)	河原町片山 (かたやま)
相生町三丁目 (あいおいちょう3)	戎町 (えびすまち)	気高町勝見 (かちみ)
相生町四丁目 (あいおいちょう4)	円護寺 (えんごじ)	桂木 (かつらぎ)
青葉町一丁目 (あおばちょう1)	円通寺 (えんつうじ)	桂見 (かつらみ)
青葉町二丁目 (あおばちょう2)	<b>【お】</b>	香取 (かとり)
青葉町三丁目 (あおばちょう3)	扇町 (おうぎまち)	金沢 (かなざわ)
青谷町青谷 (あおや)	佐治町大井 (おおい)	用瀬町金屋 (かなや)
用瀬町赤波 (あがなみ)	国府町大石 (おおいし)	叶 (かのう)
秋里 (あきさと)	大榎町 (おおえのきちょう)	叶一丁目 (かのう1)
赤子田 (あこだ)	大杵 (おおくい)	河原町釜口 (かまくち)
朝月 (あさづき)	大塚 (おおつか)	上味野 (かみあじの)
国府町麻生 (あそう)	青谷町大坪 (おおつぼ)	国府町上荒舟 (かみあらふね)
用瀬町安蔵 (あぞう)	大畑 (おおばたけ)	上魚町 (かみうおまち)
国府町雨滝 (あめだき)	鹿野町岡木 (おかき)	上砂見 (かみすなみ)
福部町海士 (あもう)	国府町岡益 (おかます)	上段 (かみだん)
河原町鮎ヶ丘 (あゆがおか)	青谷町奥崎 (おくさき)	気高町上光 (かみみつ)
国府町荒舟 (あらふね)	気高町奥沢見 (おくぞうみ)	青谷町紙屋 (かみや)
有富 (ありどめ)	国府町奥谷 (おくだに)	青谷町亀尻 (かめじり)
<b>【い】</b>	国府町奥谷一丁目 (おくだに1)	佐治町加茂 (かも)
気高町飯里 (いいごと)	国府町奥谷二丁目 (おくだに2)	佐治町刈地 (かるち)
用瀬町家奥 (いえおく)	国府町奥谷三丁目 (おくだに3)	賀露町 (かろちょう)
青谷町井手 (いで)	晩稲 (おくて)	賀露町北一丁目 (かろちょうきた1)
国府町糸谷 (いとたに)	河原町小倉 (おぐら)	賀露町北二丁目 (かろちょうきた2)
河原町稲常 (いなつね)	桶屋町 (おけやまち)	賀露町北三丁目 (かろちょうきた3)
国府町稲葉丘一丁目 (いなばがおか1)	河原町小河内 (おごうち)	賀露町北四丁目 (かろちょうきた4)
国府町稲葉丘二丁目 (いなばがおか2)	尾崎 (おさき)	賀露町西一丁目 (かろちょうにし1)
国府町稲葉丘三丁目 (いなばがおか3)	鹿野町乙亥正 (おつがせ)	賀露町西二丁目 (かろちょうにし2)
猪子 (いのこ)	河原町小畑 (おばた)	賀露町西三丁目 (かろちょうにし3)
鹿野町今市 (いまいち)	青谷町小畑 (おばた)	賀露町西四丁目 (かろちょうにし4)
河原町今在家 (いまざいけ)	面影一丁目 (おもかげ1)	賀露町南一丁目 (かろちょうみなみ1)
今町一丁目 (いままち1)	面影二丁目 (おもかげ2)	賀露町南二丁目 (かろちょうみなみ2)
今町二丁目 (いままち2)	御弓町 (おゆみのちょう)	賀露町南三丁目 (かろちょうみなみ3)
国府町石井谷 (いわいだに)	気高町下石 (おろじ)	賀露町南四丁目 (かろちょうみなみ4)
岩倉 (いわくら)	佐治町尾際 (おわい)	賀露町南五丁目 (かろちょうみなみ5)
岩坪 (いわつぼ)	<b>【か】</b>	賀露町南六丁目 (かろちょうみなみ6)
福部町岩戸 (いわど)	海蔵寺 (かいぞうじ)	用瀬町川中 (かわなか)
岩吉 (いわよし)	覚寺 (かくじ)	川端一丁目 (かわばた1)
<b>【う】</b>	掛出町 (かけだしちょう)	川端二丁目 (かわばた2)
上原 (うえばら)	紙子谷 (かごだに)	川端三丁目 (かわばた3)
上町 (うえまち)	鍛冶町 (かじまち)	川端四丁目 (かわばた4)
河原町牛戸 (うしと)	佐治町葛谷 (かづらたに)	川端五丁目 (かわばた5)
内海中 (うつみなか)	佐治町加瀬木 (かせぎ)	河原町河原 (かわはら)
<b>【え】</b>	片原一丁目 (かたはら1)	佐治町河本 (かわもと)
永楽温泉町 (えいらくおんせんちょう)	片原二丁目 (かたはら2)	青谷町河原 (かわら)
気高町会下 (えげ)	片原三丁目 (かたはら3)	瓦町 (かわらまち)

国府町神護 (かngo)	湖山町北一丁目 (こやまちょうきた1)	菖蒲 (しょうぶ)
河原町神馬 (かんばん)	湖山町北二丁目 (こやまちょうきた2)	正蓮寺 (しょうれんじ)
気高町上原 (かんばんら)	湖山町北三丁目 (こやまちょうきた3)	職人町 (しょくにんまち)
<b>【き】</b>	湖山町北四丁目 (こやまちょうきた4)	新 (しん)
青谷町北河原 (きたがわら)	湖山町北五丁目 (こやまちょうきた5)	国府町新通り一丁目 (しんどおり1)
北園一丁目 (きたぞの1)	湖山町北六丁目 (こやまちょうきた6)	国府町新通り二丁目 (しんどおり2)
北園二丁目 (きたぞの2)	湖山町西一丁目 (こやまちょうにし1)	国府町新通り三丁目 (しんどおり3)
気高町北浜一丁目 (きたはま1)	湖山町西二丁目 (こやまちょうにし2)	国府町新通り四丁目 (しんどおり4)
気高町北浜二丁目 (きたはま2)	湖山町西三丁目 (こやまちょうにし3)	新品治町 (しんほんじちょう)
気高町北浜三丁目 (きたはま3)	湖山町西四丁目 (こやまちょうにし4)	新町 (しんまち)
北村 (きたむら)	湖山町東一丁目 (こやまちょうひがし1)	国府町新町一丁目 (しんまち1)
河原町北村 (きたむら)	湖山町東二丁目 (こやまちょうひがし2)	気高町新町一丁目 (しんまち1)
青谷町絹見 (きぬみ)	湖山町東三丁目 (こやまちょうひがし3)	国府町新町二丁目 (しんまち2)
国府町木原 (きはら)	湖山町東四丁目 (こやまちょうひがし4)	気高町新町二丁目 (しんまち2)
行徳一丁目 (ぎょうとく1)	湖山町東五丁目 (こやまちょうひがし5)	気高町新町三丁目 (しんまち3)
行徳二丁目 (ぎょうとく2)	湖山町南一丁目 (こやまちょうみなみ1)	<b>【す】</b>
行徳三丁目 (ぎょうとく3)	湖山町南二丁目 (こやまちょうみなみ2)	末広温泉町 (すえひろおんせんちょう)
<b>【く】</b>	湖山町南三丁目 (こやまちょうみなみ3)	鹿野町末用 (すえもち)
福部町久志羅 (くじら)	湖山町南四丁目 (こやまちょうみなみ4)	国府町菅野 (すがの)
青谷町楠根 (くすね)	湖山町南五丁目 (こやまちょうみなみ5)	杉崎 (すぎざき)
国安 (くにあやす)	<b>【さ】</b>	数津 (すづ)
用瀬町樟原 (くぬぎわら)	材木町 (さいもくちょう)	国府町清水 (すんず)
雲山 (くもやま)	幸町 (さいわいちょう)	青谷町澄水 (すんず)
青谷町蔵内 (くらうち)	栄町 (さかえまち)	<b>【せ】</b>
蔵田 (くらだ)	青谷町栄町 (さかえまち)	瀬田蔵 (せたぐら)
福部町蔵見 (くらみ)	桜谷 (さくらだに)	<b>【そ】</b>
福部町栗谷 (くりたに)	気高町酒津 (さけのつ)	双六原 (そうろくばら)
栗谷町 (くりたにちょう)	福部町左近 (さこ)	<b>【た】</b>
青谷町桑原 (くわばら)	里仁 (さとに)	大柵 (だいかく)
<b>【け】</b>	河原町佐貫 (さぬき)	大覚寺 (だいかくじ)
玄好町 (げんこうちょう)	国府町三代寺 (さんだいじ)	大工町頭 (だいくまちがしら)
源太 (げんた)	<b>【し】</b>	福部町高江 (たかえ)
<b>【こ】</b>	鹿野町鹿野 (しかの)	気高町高江 (たかえ)
国府町神垣 (こうがけ)	気高町重高 (しげたか)	国府町高岡 (たかおか)
気高町郡家 (こうげ)	国府町拾石 (じっこく)	用瀬町鷹狩 (たかがり)
河内 (こうち)	倭文 (しとり)	高住 (たかずみ)
鹿野町河内 (こうち)	篠坂 (しのざか)	河原町高福 (たかふく)
興南町 (こうなんちょう)	嶋 (しま)	佐治町高山 (たかやま)
河原町郷原 (ごうばら)	下味野 (しもあじの)	滝山 (たきやま)
高路 (こうろ)	国府町下木原 (しもきはら)	竹生 (たけなり)
越路 (こえじ)	気高町下坂本 (しもさかもと)	田島 (たしま)
国府町国分寺 (こくぶんじ)	下砂見 (しもすなみ)	立川町一丁目 (たちかわちょう1)
古郡家 (ここおげ)	下段 (しもだん)	立川町二丁目 (たちかわちょう2)
小西谷 (こさい)	気高町下原 (しもばら)	立川町三丁目 (たちかわちょう3)
小沢見 (こぞみ)	気高町下光元 (しもみつもと)	立川町四丁目 (たちかわちょう4)
五反田町 (ごたんだちょう)	鹿野町鷺峯 (じゅうほう)	立川町五丁目 (たちかわちょう5)
寿町 (ことぶきちょう)	気高町宿 (しゆく)	立川町六丁目 (たちかわちょう6)
佐治町小原 (こばら)	商栄町 (しょうえいちょう)	立川町七丁目 (たちかわちょう7)
鹿野町小別所 (こべっしょ)	生山 (しょうざん)	国府町谷 (たに)
湖山町 (こやまちょう)	尚徳町 (しょうとくちょう)	河原町谷一木 (たにひとつぎ)

玉津 (たまづ)	鹿野町中園 (なかぞの)	浜坂八丁目 (はまさか8)
国府町玉鉾 (たまほこ)	中町 (なかまち)	浜坂東一丁目 (はまさかひがし1)
足山 (たりやま)	中村 (なかむら)	気高町浜村 (はまむら)
青谷町田原谷 (たわらだに)	長柄 (ながら)	青谷町早牛 (はやうじ)
<b>【ち】</b>	青谷町長和瀬 (ながわせ)	<b>【ひ】</b>
茶町 (ちゃまち)	青谷町鳴瀧 (なるたき)	東今在家 (ひがしいまざいけ)
国府町中郷 (ちゅうごう)	国府町楠城 (なわしろ)	東大路 (ひがしおおろ)
国府町庁 (ちょう)	南栄町 (なんえいちょう)	東品治町 (ひがしほんじちょう)
千代水一丁目 (ちよみ1)	<b>【に】</b>	東町一丁目 (ひがしまち1)
千代水二丁目 (ちよみ2)	国府町新井 (にい)	東町二丁目 (ひがしまち2)
千代水三丁目 (ちよみ3)	二階町一丁目 (にかいまち1)	東町三丁目 (ひがしまち3)
千代水四丁目 (ちよみ4)	二階町二丁目 (にかいまち2)	河原町曳田 (ひけた)
<b>【つ】</b>	二階町三丁目 (にかいまち3)	久末 (ひさすえ)
佐治町眷谷 (つくだに)	二階町四丁目 (にかいまち4)	広岡 (ひろおか)
佐治町津無 (つなし)	西今在家 (にしいまざいけ)	鹿野町広木 (ひろぎ)
気高町常松 (つねまつ)	西円通寺 (にしえんつうじ)	国府町広西 (ひろせ)
佐治町津野 (つの)	河原町西円通寺 (にしえんつうじ)	<b>【ふ】</b>
津ノ井 (ついの)	西大路 (にしおおろ)	福井 (ふくい)
青谷町露谷 (つゆだに)	西品治 (にしほんじ)	佐治町福園 (ふくぞの)
<b>【て】</b>	西町一丁目 (にしまち1)	河原町袋河原 (ふくろがわら)
鹿野町寺内 (てらうち)	西町二丁目 (にしまち2)	伏野 (ふしの)
寺町 (てらまち)	西町三丁目 (にしまち3)	布勢 (ふせ)
田園町一丁目 (でんえんちょう1)	西町四丁目 (にしまち4)	船木 (ふなき)
田園町二丁目 (でんえんちょう2)	西町五丁目 (にしまち5)	古市 (ふるいち)
田園町三丁目 (でんえんちょう3)	気高町日光 (にっこう)	佐治町古市 (ふるいち)
田園町四丁目 (でんえんちょう4)	気高町二本木 (にほんぎ)	古海 (ふるみ)
天神町 (てんじんちょう)	<b>【ね】</b>	用瀬町古用瀬 (ふるもちがせ)
河原町天神原 (てんじんばら)	祢宜谷 (ねぎだに)	国府町分上一丁目 (ぶんじょう1)
<b>【と】</b>	<b>【の】</b>	国府町分上二丁目 (ぶんじょう2)
気高町土居 (どい)	福部町南田 (のうだ)	国府町分上三丁目 (ぶんじょう3)
徳尾 (とくのお)	野坂 (のさか)	国府町分上四丁目 (ぶんじょう4)
徳吉 (とくよし)	野寺 (のでら)	<b>【へ】</b>
河原町徳吉 (とくよし)	<b>【は】</b>	用瀬町別府 (べふ)
鹿野町閉野 (とじの)	白兔 (はくと)	<b>【ほ】</b>
国府町栃本 (とちもと)	橋本 (はしもと)	卯垣 (ぼうがき)
佐治町栃原 (とちわら)	長谷 (はせ)	卯垣一丁目 (ぼうがき1)
国府町殿 (との)	佐治町畑 (はた)	卯垣二丁目 (ぼうがき2)
気高町殿 (との)	八坂 (はっさか)	卯垣三丁目 (ぼうがき3)
富安 (とみやす)	青谷町八葉寺 (はっしょうじ)	卯垣四丁目 (ぼうがき4)
富安一丁目 (とみやす1)	服部 (はっとり)	卯垣五丁目 (ぼうがき5)
富安二丁目 (とみやす2)	馬場 (ばば)	気高町宝木 (ぼうぎ)
気高町富吉 (とみよし)	馬場町 (ばばのちょう)	庖丁人町 (ぼうちやうにんまち)
<b>【な】</b>	浜坂 (はまさか)	福部町細川 (ほそがわ)
福部町中 (なか)	浜坂一丁目 (はまさか1)	細見 (ほそみ)
佐治町中 (なか)	浜坂二丁目 (はまさか2)	国府町法花寺 (ほっけじ)
河原町中井 (なかい)	浜坂三丁目 (はまさか3)	河原町布袋 (ほてい)
中大路 (なかおおろ)	浜坂四丁目 (はまさか4)	洞谷 (ほらだに)
国府町中河原 (なかがわら)	浜坂五丁目 (はまさか5)	河原町本鹿 (ほんが)
中砂見 (なかすなみ)	浜坂六丁目 (はまさか6)	本町一丁目 (ほんまち1)
河原町長瀬 (ながせ)	浜坂七丁目 (はまさか7)	本町二丁目 (ほんまち2)

本町三丁目 (ほんまち3)	美和 (みわ)	吉方町二丁目 (よしかたちょう2)
本町四丁目 (ほんまち4)	<b>【む】</b>	青谷町吉川 (よしかわ)
本町五丁目 (ほんまち5)	向国安 (むこうくにやす)	良田 (よしだ)
<b>【ま】</b>	気高町睦逢 (むつお)	青谷町善田 (よしだ)
横原 (まきばら)	<b>【も】</b>	吉成 (よしなり)
国府町町屋 (まちや)	用瀬町用瀬 (もちがせ)	吉成一丁目 (よしなり1)
国府町松尾 (まつお)	元魚町一丁目 (もとうおまち1)	吉成二丁目 (よしなり2)
松上 (まつがみ)	元魚町二丁目 (もとうおまち2)	吉成三丁目 (よしなり3)
松並町一丁目 (まつなみちょう1)	元魚町三丁目 (もとうおまち3)	吉成南町一丁目 (よしなりみなみまち1)
松並町二丁目 (まつなみちょう2)	元魚町四丁目 (もとうおまち4)	吉成南町二丁目 (よしなりみなみまち2)
松並町三丁目 (まつなみちょう3)	元大工町 (もとだいくまち)	国府町吉野 (よしの)
松原 (まつばら)	本高 (もとだか)	佐治町余戸 (よど)
的場 (まとば)	元町 (もとまち)	<b>【ろ】</b>
的場一丁目 (まとば1)	百谷 (ももだに)	六反田 (ろくたんだ)
的場二丁目 (まとば2)	佐治町森坪 (もりつぽ)	<b>【わ】</b>
的場三丁目 (まとば3)	<b>【や】</b>	若桜町 (わかさまち)
的場四丁目 (まとば4)	福部町八重原 (やえばら)	若葉台北一丁目 (わかばだいきた1)
丸山町 (まるやまちょう)	薬師町 (やくしまち)	若葉台北二丁目 (わかばだいきた2)
<b>【み】</b>	安長 (やすなが)	若葉台北三丁目 (わかばだいきた3)
御熊 (みくま)	用瀬町屋住 (やずみ)	若葉台北四丁目 (わかばだいきた4)
鹿野町水谷 (みずたに)	福部町箭溪 (やだに)	若葉台北五丁目 (わかばだいきた5)
河原町水根 (みずね)	気高町八束水 (やつかみ)	若葉台北六丁目 (わかばだいきた6)
国府町美歎 (みに)	矢矯 (やはぎ)	若葉台南一丁目 (わかばだいまなみ1)
河原町三谷 (みに)	河原町山上 (やまがみ)	若葉台南二丁目 (わかばだいまなみ2)
三津 (みつ)	国府町山崎 (やまさき)	若葉台南三丁目 (わかばだいまなみ3)
緑ヶ丘一丁目 (みどりがおか1)	山城町 (やましろちょう)	若葉台南四丁目 (わかばだいまなみ4)
緑ヶ丘二丁目 (みどりがおか2)	青谷町山田 (やまだ)	若葉台南五丁目 (わかばだいまなみ5)
緑ヶ丘三丁目 (みどりがおか3)	河原町山手 (やまて)	若葉台南六丁目 (わかばだいまなみ6)
港町 (みなとまち)	国府町山根 (やまね)	若葉台南七丁目 (わかばだいまなみ7)
南隈 (みなみがくま)	青谷町山根 (やまね)	国府町上地 (わじ)
南町 (みなみまち)	気高町山宮 (やまみや)	河原町渡一木 (わたりひとつぎ)
南安長一丁目 (みなみやすなが1)	弥生町 (やよいちょう)	河原町和奈見 (わなみ)
南安長二丁目 (みなみやすなが2)	気高町八幡 (やわた)	
南安長三丁目 (みなみやすなが3)	<b>【ゆ】</b>	
南吉方一丁目 (みなみよしかた1)	河原町湯谷 (ゆだに)	
南吉方二丁目 (みなみよしかた2)	湯所町一丁目 (ゆところちょう1)	
南吉方三丁目 (みなみよしかた3)	湯所町二丁目 (ゆところちょう2)	
用瀬町美成 (みなり)	河原町弓河内 (ゆみごうち)	
美萩野一丁目 (みはぎの1)	福部町湯山 (ゆやま)	
美萩野二丁目 (みはぎの2)	<b>【よ】</b>	
美萩野三丁目 (みはぎの3)	河原町八日市 (ようかいち)	
美萩野四丁目 (みはぎの4)	青谷町養郷 (ようごう)	
美萩野五丁目 (みはぎの5)	横枕 (よこまくら)	
鹿野町宮方 (みやかた)	吉岡温泉町 (よしおかおんせんちょう)	
宮谷 (みやだに)	吉方 (よしかた)	
宮長 (みやなが)	吉方温泉一丁目 (よしかたおんせん1)	
国府町宮下 (みやのした)	吉方温泉二丁目 (よしかたおんせん2)	
用瀬町宮原 (みやばら)	吉方温泉三丁目 (よしかたおんせん3)	
三山口 (みやまぐち)	吉方温泉四丁目 (よしかたおんせん4)	
妙徳寺 (みょうとくじ)	吉方町一丁目 (よしかたちょう1)	



## 人 口（総務課）

### 1. 世帯・人口（国勢調査）

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年 (速報値)
人 口 (人)	122,312	131,060	137,060	142,467	146,330	200,744	201,740	197,391
世帯数 (世帯)	35,348	39,288	41,642	45,311	48,840	67,790	72,353	73,245

(平成12年は合併町村を含む合計値)

### 2. 人 口 動 態

区 分	自然増減			社会増減	転入者数	転出者数
		出生数	死亡数			
平成10年度	436	1,546	1,110	147	6,123	5,976
11	410	1,545	1,135	75	5,873	5,798
12	518	1,594	1,076	-68	6,242	6,310
13	504	1,607	1,103	144	6,173	6,029
14	340	1,517	1,177	181	6,338	6,157
15	223	2,008	1,785	-183	6,013	6,196
16	79	1,823	1,744	-354	6,589	6,943
17	-60	1,788	1,848	-752	5,493	6,245
18	83	1,875	1,754	-703	5,397	6,100
19	-72	1,852	1,924	-806	5,175	5,981
20	-213	1,717	1,930	-736	5,338	6,074
21	-267	1,674	1,941	-265	5,205	5,470
22	-370	1,691	2,061	-364	4,982	5,346

人口動態 平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

人 口	自然増減	出生者数	死亡者数	社会増減	転出者数	転入者数
195,568	-370	1,691	2,061	-364	4,982	5,346

### 3. 年齢（3区分）別人口（国勢調査）

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	
人口総数	122,312	131,060	137,060	142,467	146,330	200,744	201,740	
増加率(%)	8.1	7.2	4.6	3.9	2.7	37.2	0.5	
年齢別人口	0～14歳	28,968	30,626	31,205	29,105	26,645	31,947	28,901
	15～64歳	82,364	87,284	90,794	94,816	97,434	129,639	129,937
	65歳以上	10,955	13,112	15,054	18,238	22,157	38,858	42,577

(平成12年は合併町村を含む合計値)

#### 4. 産業別就業者数（国勢調査）

区 分		昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
就業者数		59,739	64,656	66,407	69,944	73,688	103,039	99,613
内 訳	第1次産業	7,088	5,935	5,447	4,543	4,242	8,014	7,419
	農業	6,668	5,501	5,048	4,226	3,952	7,501	7,037
	林業	91	105	99	71	71	175	100
	漁業	329	329	300	246	219	338	282
	第2次産業	15,990	17,945	19,474	21,440	21,820	31,642	25,616
	鉱業	13	28	10	26	21	64	25
	建設業	4,753	5,733	5,092	5,643	7,088	11,519	9,655
	製造業	11,224	12,184	14,372	15,771	14,711	20,059	15,936
	第3次産業	36,563	40,707	41,394	43,844	47,339	62,754	64,934
	電気・ガス・熱供給・水道業	536	531	479	463	481	601	506
	運輸（・通信）業	3,490	3,467	3,384	3,362	3,353	4,252	3,018
	情報通信業							1,280
	卸売・小売業（、飲食店）	14,149	16,146	15,768	16,389	17,115	21,324	16,675
飲食店、宿泊業							4,704	
医療、福祉							9,720	
教育、学習支援業							5,769	
サービス業	12,676	14,270	15,198	16,794	19,494	27,760	12,952	
複合サービス業							1,548	
金融・保険業	2,000	2,425	2,652	2,836	2,762	3,077	2,706	
不動産業	297	321	363	414	494	558	682	
公務	3,415	3,547	3,550	3,586	3,640	5,182	5,374	
分類不能の産業	98	69	92	117	287	629	1,644	

※平成12年は合併町村を含む合計値。平成17年国勢調査より産業分類再編。

### 特 例 市（総務課）

#### 1. 特例市とは

特例市とは、人口20万人以上の規模の市に権限をまとめて移譲するため、平成12年4月に施行された地方分権一括法により創設された都市制度である。

特例市は、地方分権の推進、市町村への権限移譲を推進する観点から、行政ニーズが集中し事務処理に必要とされる専門的知識・技術を備えた組織を整備することが可能と思われる中核市に権限移譲されている事務のうち、都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除く開発行為の許可、騒音、振動、悪臭などを規制する権限、計量器の定期検査・立入検査などの権限が移譲されることにより、市の実情に応じた行政サービスが、速く、きめ細かく受けられるようになる。本市は、平成17年10月1日に特例市へ移行した。

#### 2. 要 件

政令指定時に人口が20万人以上であること（特例市の数：40市（平成23年4月1日現在））

### 3. 手 続

市からの指定を求める申出（都道府県の同意、関係議会の議決が必要）を経て、政令で指定する。

### 4. 移譲される主な権限

- (1) 騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等（騒音規制法関係）
- (2) 悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定、公示、周辺市町村長の意見聴取、関係行政機関の長への協力要請等（悪臭防止法関係）
- (3) 振動を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等（振動規制法関係）
- (4) 特定施設の設置の届出等の受理、計画変更命令等、常時監視、公表、報告徴収、立入検査等（水質汚濁防止法関係）
- (5) 計量法に基づく勧告、定期検査等（計量法関係）
- (6) 汚水等排出施設を設置している工場に係る特定事業者が公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理等（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係）
- (7) 都市計画の決定又は変更にあたっての土地の試掘等の許可等（都市計画法関係）
- (8) 開発行為の許可等（都市計画法関係）
- (9) 都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可（都市計画法関係）
- (10) 都市計画事業の施行地区内における建築等の許可（都市計画法関係）
- (11) 宅地造成工事規制区域の指定等、宅地造成工事許可等、規制区域内の所有者等への勧告、改善命令等（宅地造成等規制法関係）
- (12) 拠点整備区域内における建築行為等の許可等（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律関係）
- (13) 被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可等（被災市街地復興特別措置法関係）
- (14) 市街地再開発促進区域内における建築の許可等（都市再開発法関係）
- (15) 市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可等（都市再開発法関係）
- (16) 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為の許可、許可に当たっての施行者に対する意見聴取、原状回復命令、代執行（土地区画整理法関係）
- (17) 住宅地区改良事業の改良地区内における建築等の許可等（住宅地区改良法関係）
- (18) 都市計画区域内における路外駐車場管理者からの届出、報告徴収、立入検査等及び駐車場管理者に対する是正命令（駐車場法関係）

## 情報公開制度（総務課）

### 1. 情報公開制度とは

行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにし、市が保有している情報を公開することによって、市政への市民参加の促進、市政に対する理解と信頼の確保を図り、公正で開かれた市政を一層推進しようとするものである。

### 2. 制度を利用できる方

個人、法人を問わず、だれでも開示請求をすることができる。

### 3. 制度を実施する機関

- 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、議会

### 4. 対象となる行政文書

職員が職務上作成または取得した文書、図画及び電磁的記録で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものが対象となる。

### 5. 開示しない情報

情報公開制度では、原則公開としているが、次のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、開示しないこととしている。

- (1) 法令等の規定により公にすることができないとされる情報
- (2) 個人に関する情報
- (3) 法人等の事業に関する情報
- (4) 公共の安全秩序情報
- (5) 国等との協力関係情報
- (6) 事務事業の執行に関する情報
- (7) 意思形成過程情報
- (8) 合議制機関等議事運営情報

※内容によっては、行政文書が存在しているかどうかを明らかにすることができない場合もある。

### 6. 請求の方法

「開示請求書」に所定の事項（住所、氏名、必要とする行政文書の内容など）を記入して、開示を請求。  
（受け付け窓口：市役所総務課情報公開係、水道局総務課、市立病院総務課）

### 7. 開示・不開示等の決定

請求のあった日から15日以内に開示・不開示等を決定し、通知書でお知らせする。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがある。

### 8. 開示の方法・費用

決定通知書でお知らせした日時に、指定の場所において行っている。開示は行政文書の閲覧や写しの交付によって行う。閲覧に係る手数料は無料としているが、写しの交付の場合は、モノクロームA3版まで1枚につき10円、カラーA3版まで1枚につき50円のコピー代を負担していただく。

### 9. 決定に不服があるとき

開示請求に関する決定に不服のある場合は、行政不服審査法による不服申し立てができる。この場合、「鳥取市情報公開・個人情報保護審査会」で審査を行い、実施機関はその審査結果を尊重し、不服申し立てに対する決定を行う。

# 個人情報保護制度（総務課）

## 1. 個人情報保護制度とは

情報通信技術の発展により、情報が大量かつ迅速に流通し、私達の生活に多くの利便をもたらしている。その一方で、自分の知らないところで個人情報が利用されるなど、不適正な取扱いによって個人の権利利益が侵害される危険性が高まっている。

そこで、鳥取市では、市が保有する市民の個人情報を守るため、「鳥取市個人情報保護条例」を制定し、次のようなことを定めている。

- ◎個人情報を適正に取り扱うために、市が市民の個人情報を取得、管理、利用、提供などを行う場合のルール
- ◎市が保有する行政文書に記録されている自分の個人情報の開示や、訂正などを求める権利

## 2. 制度における個人情報とは

市が課税や市民サービスなどのあらゆる業務を行うため保有している個人に関する情報（氏名、住所、生年月日、健康状態、収入など）をいう。

## 3. 制度を実施する機関

- ・市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、議会

## 4. 個人情報を適正に取り扱うためのルール

### ◆個人情報の取得の制限◆

- ・取得する目的を明確にし、必要な範囲内で取得する。
- ・原則として、本人から取得し、思想、信条、信教、社会的差別の原因となるおそれのある情報は、取得しない。

### ◆個人情報の利用及び提供の制限◆

- ・原則として取得した目的以外に内部で利用しない、また外部へも提供しない。
- ・オンライン結合による個人情報の提供は、原則として行わない。

### ◆個人情報の適正な管理◆

- ・個人情報は、正確で最新のものを保有する。
- ・個人情報の漏えい、改ざん等を防止する。
- ・必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄する。

### ◆個人情報取扱事務登録簿の閲覧◆

市がどのような個人情報を取得し、どのように利用しているかなどを明らかにするため、個人情報を取り扱っている事務の目的や内容などを記録した「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、市民にお知らせする。この登録簿は、総務課で自由に閲覧できる。

## 5. 個人情報の開示、訂正などを求める権利

### ◆開示請求権◆

だれでも、市が保有している自己に関する個人情報の開示請求をすることができる。開示請求書が提出された場合、15日以内に開示の可否を決定し、通知書でお知らせする。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することができる。

※請求の際には、運転免許証やパスポートなど本人であることを証明する書類が必要。

◆開示できない個人情報◆

開示請求のあった個人情報は、原則として開示されるが、次に掲げる情報が含まれている個人情報は、開示できない場合がある。

- 1 法令等により開示をすることができない情報
- 2 本人の生命、健康、生活、財産を害するおそれがある情報
- 3 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報
- 4 本人以外の情報が含まれている場合
- 5 犯罪の予防、公共安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- 6 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて市が作成、または取得した情報
- 7 市の機関内部、機関相互、市の機関と国等との間における審議、検討、協議に関する情報
- 8 監査、検査、取締り、試験、租税の賦課及び徴収、契約、交渉、争訟、調査研究等に関する情報

※内容によっては個人情報が存在しているかどうかを明らかにすることができない場合もある。

◆費用◆

個人情報の開示請求等に係る手数料は無料としているが、写しの交付を希望される場合は、モノクロームA3版まで1枚につき10円、カラーA3版まで1枚につき50円のコピー代を負担していただく。

◆訂正等請求権◆

開示を受けた自分の個人情報が事実と違う場合は、その個人情報の訂正、追加、削除を請求することができる。訂正等請求書が提出された場合、すみやかに訂正等の可否を決定し本人に通知するが、訂正等に係る調査や事実確認に期間を要する場合には、遅くとも30日以内に、訂正などをするかどうか決定する。

※請求の際には、運転免許証やパスポートなど本人であることを証明する書類とともに、事実を立証する書類が必要。

◆利用停止等請求権◆

開示を受けた自分の情報が、取得の制限に違反して集められた場合や、取得した目的以外に利用されている、または提供されている場合には、その利用の停止、消去、提供の停止を請求することができる。利用停止等請求書が提出された場合、すみやかに利用停止等の可否を決定し本人に通知するが、利用停止等に係る調査や事実確認に期間を要する場合には、遅くとも30日以内に、利用停止などをするかどうか決定する。

※請求の際には、運転免許証やパスポートなど本人であることを証明する書類が必要。

## 6. 決定に不服があるとき

開示請求や訂正等請求などに関する決定に不服のある場合は、行政不服審査法による不服申し立てができる。この場合、「鳥取市情報公開・個人情報保護審査会」で審査を行い、実施機関はその審査結果を尊重し、不服申し立てに対する決定を行う。

## 平成23年度予算の概要（行財政改革課）

### 1. 一般会計

#### (1) 財政規模

予算総額	84,671,000千円	対前年度（6月補正後）伸率	2.0%
（うち一般財源）	53,478,870千円	対前年度（6月補正後）伸率	1.0%

（注）以降、22年度の数值は6月補正（肉付け）後の額。

#### (2) 歳入

（単位：千円）

科 目	23年度 (A)	22年度 (B)	増 減 (A)-(B)	伸 び 率 (%)	構 成 比 (%)	
					23年度	22年度
① 市 税	23,120,000	23,800,000	▲680,000	▲2.9	27.3	28.6
2 地 方 交 付 税	22,589,958	21,104,581	1,485,377	7.0	26.7	25.4
3 地 方 特 例 交 付 金	347,436	295,645	51,791	17.5	0.4	0.4
4 そ の 他 交 付 金	3,009,166	2,699,525	309,641	11.5	3.6	3.3
⑤ 分 担 金 ・ 負 担 金	1,320,208	1,473,485	▲153,277	▲10.4	1.6	1.8
⑥ 使 用 料 ・ 手 数 料	1,348,792	1,518,348	▲169,556	▲11.1	1.6	1.8
7 国 ・ 県 支 出 金	16,200,350	14,903,711	1,296,639	8.7	19.1	17.9
⑧ 財 産 収 入	63,975	90,157	▲26,182	▲29.0	0.1	0.1
9 市 債	8,296,700	8,461,900	▲165,200	▲1.9	9.8	10.2
内 通 常 債	4,086,700	3,759,900	326,800	8.7	4.8	4.5
内 特 例 債	4,210,000	4,702,000	▲492,000	▲10.5	5.0	5.7
⑩ そ の 他	8,374,415	8,682,224	▲307,809	▲3.5	9.8	10.5
計	84,671,000	83,029,576	1,641,424	2.0	100.0	100.0

（注）「(2) 歳入」のうち、○印が自主財源。

#### (3) 歳出

（単位：千円）

科 目	23年度 (A)	22年度 (B)	増 減 (A)-(B)	伸 び 率 (%)	構 成 比 (%)	
					23年度	22年度
① 人 件 費	11,886,759	11,826,746	60,013	0.5	14.0	14.2
うち職員人件費	9,341,227	9,506,485	▲165,258	▲1.7	11.0	11.4
2 維 持 ・ 物 件 費	11,808,405	10,849,616	958,789	8.8	14.0	13.1
③ 扶 助 費	15,023,481	13,778,057	1,245,424	9.0	17.8	16.6
4 補 助 費 等	9,232,280	8,918,817	313,463	3.5	10.9	10.7
5 投 資 的 経 費	6,978,329	6,616,660	361,669	5.5	8.2	8.0
内 普 通 建 設 ・ 補 助 事 業	4,005,472	3,888,530	116,942	3.0	4.7	4.7
内 普 通 建 設 ・ 単 独 事 業	2,766,872	2,540,679	226,193	8.9	3.3	3.1
内 そ の 他	205,985	187,451	18,534	9.9	0.2	0.2
6 災 害 復 旧 費	0	0	0	0.0	0.0	0.0
7 出 資 ・ 貸 付 ・ 積 立 金	6,974,049	7,226,823	▲252,774	▲3.5	8.2	8.7
⑧ 公 債 費	12,105,223	12,143,249	▲38,026	▲0.3	14.3	14.6
9 繰 出 金	10,662,474	11,669,608	▲1,007,134	▲8.6	12.6	14.1
計	84,671,000	83,029,576	1,641,424	2.0	100.0	100.0

（注）「(3) 歳出」のうち、○印が義務的経費。

## (4) 予算の分析

(単位：千円)

科 目	23年度 (A)	22年度 (B)	増 減 (A)-(B)	伸 び 率 (%)	構 成 比 (%)	
					23年度	22年度
自 主 財 源	34,227,390	35,564,214	▲1,336,824	▲3.8	40.4	42.8
依 存 財 源	50,443,610	47,465,362	2,978,248	6.3	59.6	57.2
義 務 的 経 費	39,015,463	37,748,052	1,267,411	3.4	46.1	45.5

## 2. 特別会計 (18会計)

(単位：千円)

会 計 別	23年度 (A)	財 源 内 訳				22年度 (B)	増 減 (A)-(B)	伸 び 率 (%)
		国 県	市 債	その他	一般財源			
土地区画整理費	455,638	31,900	75,200	183,084	165,454	439,176	16,462	3.7
下水道事業費	9,360,202	1,363,000	2,327,000	3,101,431	2,568,771	9,808,520	▲448,318	▲4.6
簡易水道事業費	1,047,308	106,059	224,600	392,075	324,574	818,514	228,794	28.0
公設地方卸売 市場事業費	61,298			45,477	15,821	45,283	16,015	35.4
駐車場事業費	29,601			29,601		33,168	▲3,567	▲10.8
国民健康保険費	19,268,137	5,640,675	100,000	11,596,201	2,031,261	17,702,727	1,565,410	8.8
老人保健費	0					8,513	▲8,513	皆減
高齢者障害者住 宅資金貸付事業費	11,995		8,400	3,320	275	13,030	▲1,035	▲7.9
住宅新築資金 等貸付事業費	74,042	8,874		56,163	9,005	86,573	▲12,531	▲14.5
土地取得費	3,595			3,595		10,752	▲7,157	▲66.6
墓苑事業費	23,865			23,865		24,265	▲400	▲1.6
集落排水事業費	2,647,241	102,500	754,900	469,013	1,320,828	2,876,986	▲229,745	▲8.0
介護保険費	14,712,668	5,766,357		6,868,187	2,078,124	14,397,120	315,548	2.2
財産区管理費	12,790			12,790		13,088	▲298	▲2.3
温泉事業費	56,889			56,889		74,565	▲17,676	▲23.7
観光施設運営費	69,162			15,050	54,112	71,126	▲1,964	▲2.8
介護老人保健 施設事業費	81,811			40,021	41,790	81,811	0	0.0
後期高齢者 医療費	1,771,687			1,338,859	432,828	1,790,075	▲18,388	▲1.0
計	49,687,929	13,019,365	3,390,100	24,235,621	9,042,843	48,295,292	1,392,637	2.9



### 3. 企業会計（3会計）

（単位：千円）

会計別	23年度		22年度		伸び率(%)		備考
	金額	繰入金	金額	繰入金	金額	繰入金	
水道事業	5,508,022	178,841	6,493,647	608,818	▲15.2	▲70.6	
工業用水道事業	27,412	0	29,211	0	▲6.2	0.0	
病院事業	8,772,898	1,440,790	8,888,996	1,260,295	▲1.3	14.3	
計	14,308,332	1,619,631	15,411,854	1,869,113	▲7.2	▲13.3	
総合計	148,667,261	-	146,736,722	-	1.3	-	

### 4. 款別歳出の状況

（単位：千円）

科目	23年度 (A)	22年度 (B)	増減 (A) - (B)	伸び率 (%)	構成比(%)	
					23年度	22年度
議会費	613,428	466,929	146,499	31.4	0.7	0.6
総務費	6,689,105	7,317,077	▲627,972	▲8.6	7.9	8.8
民生費	27,705,738	26,273,336	1,432,402	5.5	32.8	31.6
衛生費	7,113,369	7,141,900	▲28,531	▲0.4	8.4	8.6
農林水産業費	3,420,825	3,872,275	▲451,450	▲11.7	4.0	4.7
商工費	8,575,571	7,397,838	1,177,733	15.9	10.1	8.9
土木費	7,963,465	8,377,643	▲414,178	▲4.9	9.4	10.1
消防費	2,510,015	2,433,603	76,412	3.1	3.0	2.9
教育費	7,972,011	7,603,476	368,535	4.8	9.4	9.2
災害復旧費	0	0	0	0.0	0.0	0.0
公債費	12,105,473	12,143,499	▲38,026	▲0.3	14.3	14.6
予備費	2,000	2,000	0	0.0	0.0	0.0
計	84,671,000	83,029,576	1,641,424	2.0	100.0	100.0

## 総合計画（行財政改革課）

### 第9次鳥取市総合計画の進捗管理

平成23年度からスタートした「第9次鳥取市総合計画」は、「人を大切にするまち」の理念のもと、めざすべき将来像を「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」とし、平成32年度までの長期展望にたって市勢振興の基本的方向を示すとともに、市民活動、企業活動、行政施策を明らかにしたもの。

将来像の実現に向けて、人づくり、まちづくり、にぎわいづくりなど5つのまちづくりの目標を掲げ、政策、施策を展開するとともに、計画を着実に推進するための基本方針を定め、取組みを推進する。

#### (1) 基本構想・・・平成23年度～平成32年度（10年間）

○まちづくりの理念：「人を大切にするまち」

○鳥取市の将来像：「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」

○まちづくりの目標

ふるさとを愛し 次代を担う人づくり

心豊かにいきいきと 人が輝くまちづくり

笑顔があふれ 心やすらぐまちづくり

緑あふれる 日本一のふるさとづくり

人・モノ・情報が行きかい にぎわうまちづくり

○計画推進における基本方針

自立と協働の強化

行政経営基盤の強化

都市間連携の強化

#### (2) 基本計画・・・平成23年度～平成27年度（5年間）

○基本計画の構成

まちづくりの目標、計画推進における基本方針の実現に向けて取り組む35の施策及び期間内の重点的な取り組みを『「人を大切にするまち」リーディング プロジェクト』として位置づけている。

○「人を大切にするまち」リーディング プロジェクト

①ふるさとを大切にする 心豊かな人づくりプロジェクト

②健康で安全・安心な暮らしづくりプロジェクト

③若者の夢がかなうまちプロジェクト

④自然環境や伝統文化を守る 快適な「とっとりライフ」プロジェクト

⑤「打って出る」大作戦プロジェクト

⑥中山間地域の暮らしを支えるプロジェクト

#### (3) 実施計画・・・前期（平成23～25年度）・後期（平成25～27年度）

基本計画で示した施策について、具体的な事業を明らかにする。その実施状況や成果は計画全体の進捗を表すものとして毎年公表するとともに総合計画全体の進行管理を行う。

なお、後期計画は前期計画の成果を踏まえて策定する。

## 行 財 政 改 革（行財政改革課）

昭和61年9月策定	第1次鳥取市行政改革大綱
《内 容》○事務事業の見直し、○組織機構の簡素合理化、○給与の適正化、○定員管理の適正化 ○民間委託、○OA化等事務改善の推進、○会館等公共施設設置及び管理運営の合理化	
平成6年6月策定	事務・事業、組織・機構及び公共施設の管理運営の見直し並びに業務の電算化についての基本方針（第2次行革大綱と位置付け）（平成7～11年度）
《内 容》○事務事業の見直し、○事務事業の委託の推進 ○組織機構の見直し、○公共施設の管理運営のあり方の検討	
平成11年3月策定	第3次鳥取市行政改革大綱（平成11～15年度）
《内 容》○行政の透明性の向上と公正の確保 ・行政手続きの適正化 ・付属機関の見直し ○行財政運営の効率化 ・事務事業の簡素（整理）、合理化 ・行政の情報化等行政サービスの向上 ○時代に即応した組織・機構づくりと人材の育成 ・定員管理と給与等の適正化 ・職員の能力向上と人事管理の適正化	
平成17年3月策定 平成20年1月改定	第4次鳥取市行財政改革大綱（平成17～21年度）
《内 容》○市民等との協働 ・市民との協働による都市経営の推進 ・行政の事務、事業領域の見直し及び適切な業務分担 ○顧客重視 ・行政手続、情報公開の適正化及び情報提供の推進 ・市民満足度向上施策の推進 ○健全財政 ・長期的に持続可能な健全財政の堅持 ・地域経済の活性化 ・税、税外収入の収納率の向上及び使用料等の適正化 ○効率的な業務プロセス ・総合計画における事業執行管理の徹底 ・電子自治体の推進 ○高度な執行体制 ・組織、機構の見直し ・人的資源の有効活用	
平成21年11月策定	第5次鳥取市行財政改革大綱（平成22～26年度）
《内 容》○市民等との協働 ・参画と協働によるまちづくりの推進 ・地域力の向上に合わせ進める都市経営の推進 ・行政の事務、事業領域の見直し及び適切な業務分担 ・市民ニーズの把握と的確な対応の徹底による市民満足度の向上 ○持続可能で安定した財政基盤の確立 ・市有財産の効率的な管理と整理・利活用の推進 ・成果、優先度等に基づく事業の整理合理化 ・公営企業等の経営健全化の推進 ・新たな歳入確保につながる施策の推進 ○効率的な業務プロセスと高度な執行体制の確立 ・総合計画における戦略的な事業執行管理の徹底 ・業務実施手順の改善と業務執行の適正化による経営品質の向上 ・組織・機構の見直し ・人的資源の有効活用	

## 指定管理者制度（行財政改革課）

### 鳥取市の指定管理者制度の概要

#### ○指定管理者制度とは

この制度は、体育館や公園、市民会館など市民のみなさんに利用していただくための施設（「公の施設」という。）を、民間企業やNPOなどの法人や団体に管理運営をしていただく制度。

民間事業者やNPO法人、市の外郭団体などを対象に幅広く公募を行い、管理費用、企画などの提案内容を審査し、最もふさわしい施設の管理者を指定する。

こうして施設管理を任された団体を「指定管理者」という。

#### ○公の施設の定義

公の施設とは、市民の福祉向上のために、市民の利用に供する目的で、地方公共団体が設置した施設

#### ○指定管理者制度導入の効果

民間経営の発想やノウハウを取り入れたり、優れた運営方針の団体が効率的な施設管理を行うことで、利用者サービスの向上と管理経費の節減を図ることができる。

（利用者サービスの向上例：自主事業の開催、利用料金の値下げ、利用時間の延長など。）

#### ○サービス水準等

施設管理の基準は条例で定められており、今までのサービスが低下することはない。

また、指定管理者が適正な管理を行わないときは、市が改善指導を行い、場合によっては鳥取市指定管理者監理委員会の審議を経て指定を取り消す。

#### ○本市の取り組み

平成16年度に全ての公の施設について、市が直接管理する（直営）か指定管理者制度を導入するかの検討を行い、平成18年度に本格的な導入を行った。引き続き、指定期間終了に伴う指定管理者の更新や、新規施設・直営施設について導入の検討を行う。

指定管理者制度を導入する施設については、指定管理者の公募等、選定、市議会での指定の議決を経て指定管理者を指定する。

#### ○指定管理者制度導入施設

導入年度	17年度まで	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
施設数	12施設	210施設	2施設	3施設	6施設 (廃止6施設)	1施設 (廃止1施設)	227施設

#### ○指定管理までの流れ

- ① 公募
- ② 施設説明会の実施
- ③ 申請書類の提出
- ④ 選考委員会（外部委員を含む委員で構成）の開催
- ⑤ 指定管理者候補者の選定
- ⑥ 市議会での指定管理者の指定の議決

- ⑦ 指定管理者の指定
- ⑧ 協定の締結
- ⑨ 指定管理の開始

#### ○応募の資格

応募には次の資格が必要

- ◎法人その他の団体又は複数の団体で構成されたグループであること。  
(法人格の有無は問わないが、個人で応募することはできない。)
- ◎施設を管理運営する能力があること。
- ◎次のいずれかにあてはまる場合は、応募できない。
  - ・法律行為を行うことができない
  - ・破産者で復権していない
  - ・鳥取市税を滞納している
  - ・市議会議員、市長などの特別職、市の職員などが会長、理事長、社長などの役員を務めているなどの団体等
- ◎そのほか施設に応じた応募資格がある。

#### ○公募以外の指定管理者

次の施設は、公募によらず指定管理者を選定する場合がある。

- ◎地域の自治会などにより利用される施設で、地域住民の団体などが指定管理者となることを希望する施設
- ◎専門的な事業を行っており、事業に係るノウハウや人材のネットワークが、相当蓄積されている施設
- ◎福祉施設などで職員の交代が不適當な施設
- ◎高度な個人情報の保護が必要な施設
- ◎周辺地域の人材を活用している施設
- ◎P F I 事業者が指定管理者となることを希望する施設
- ◎市民との協働により管理運営が行われている施設 など

#### ○モニタリングによるサービスの向上

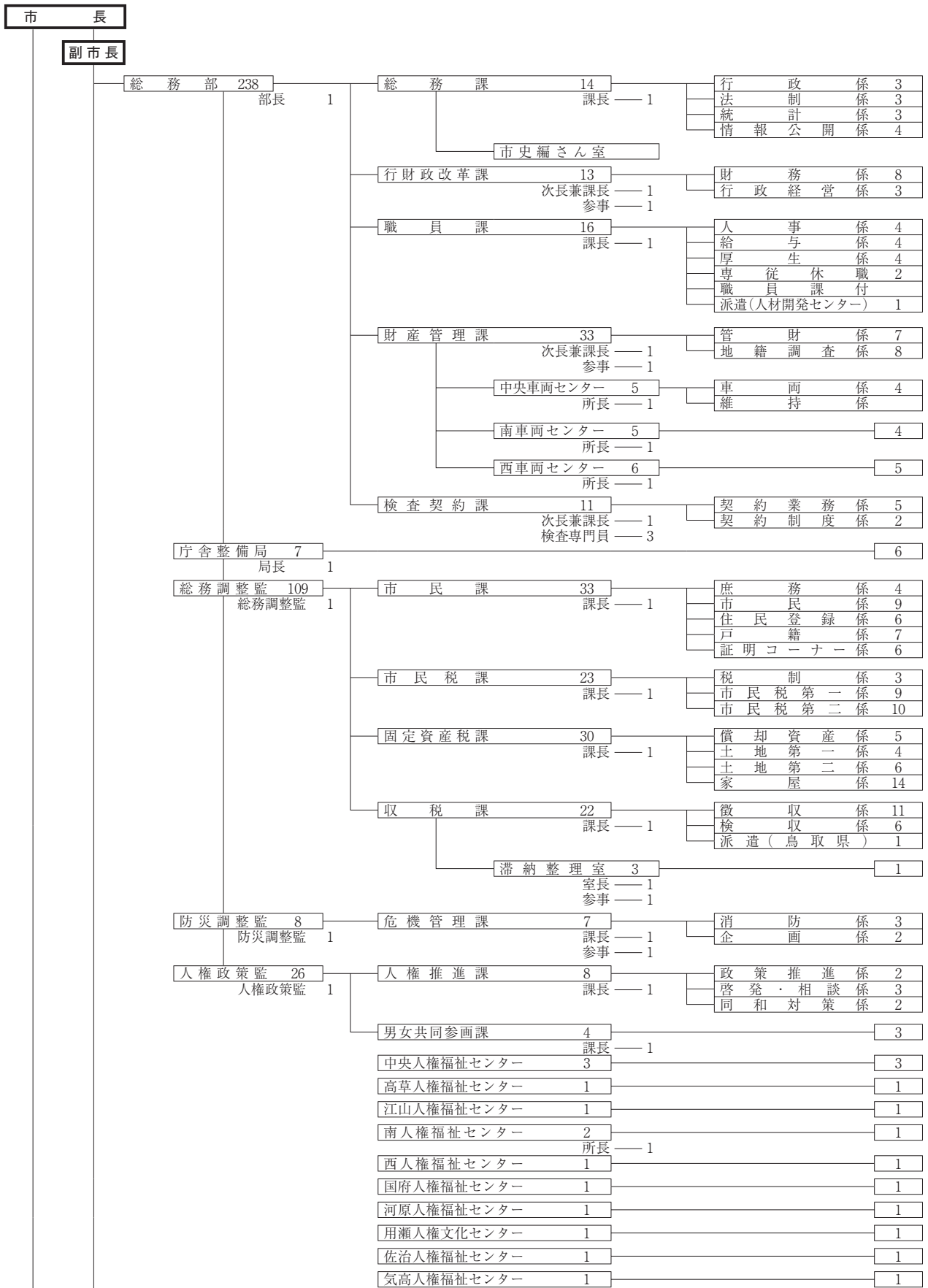
指定管理者と市が、指定管理施設の管理運営状況と課題等を把握し、共に適正な施設の管理運営や利用者満足度の向上に努めることを目的としてモニタリングを実施する。

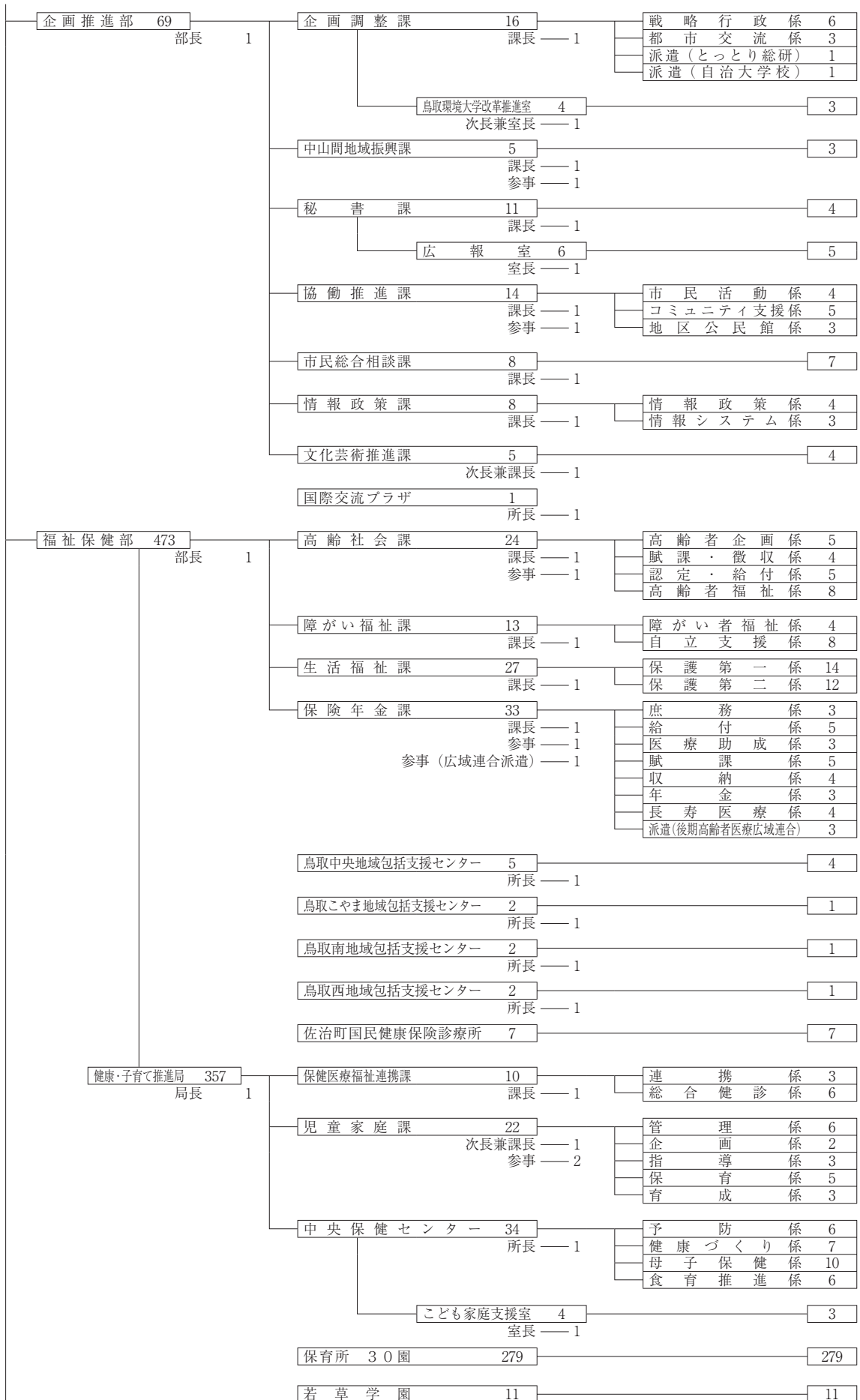
モニタリングの方法

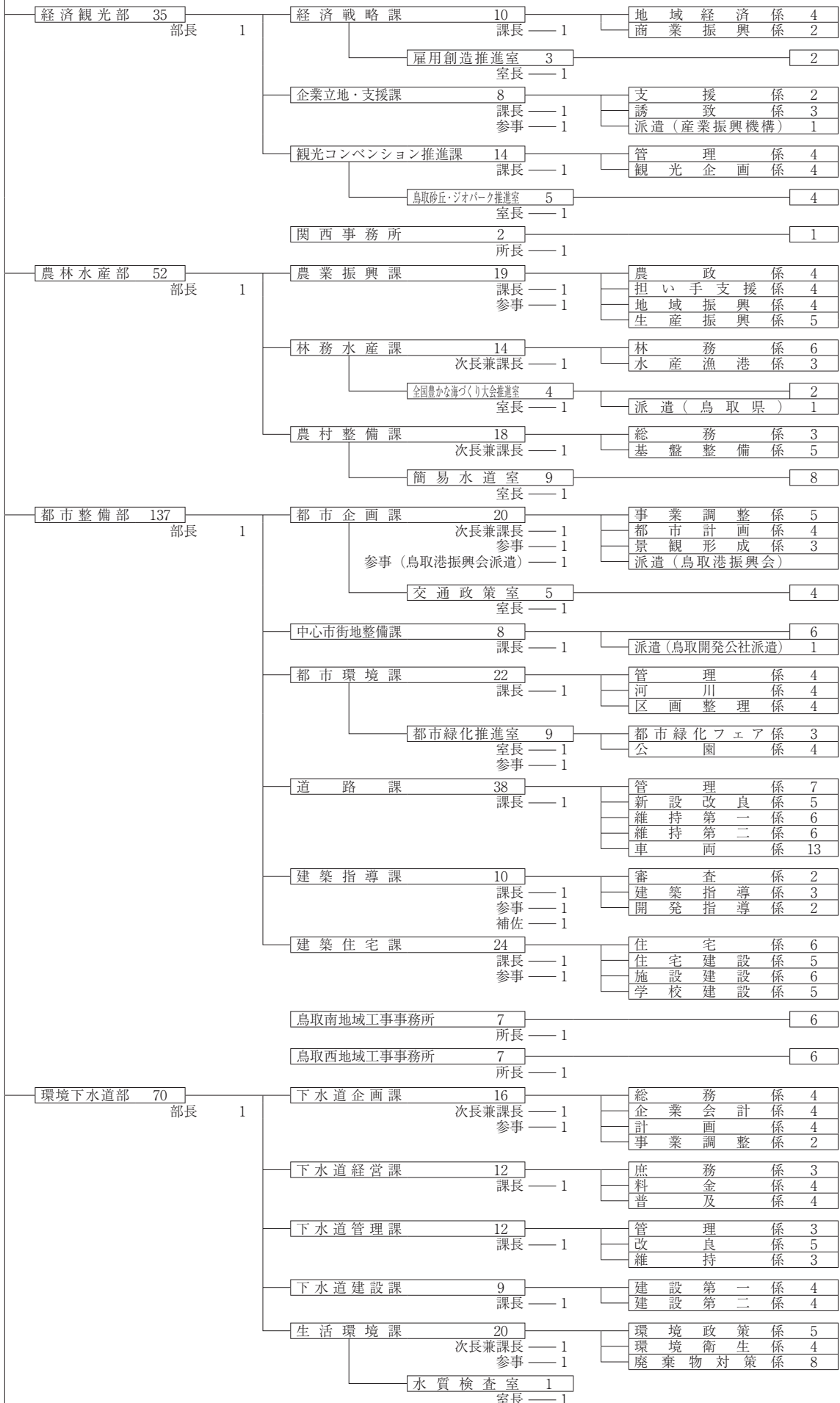
- ◎全ての指定管理施設が対象
- ◎指定管理者は施設ごとに「年度事業評価書（以下、「評価書」という。）」を作成  
年間の点検、評価はもちろんのこと、日常的、月次、半期ごとの点検、評価も行う。
- ◎「評価書」に基づき点検・評価  
指定管理者は自己評価を行い、市は提出された「評価書」に基づき評価を行い、選考委員会に評価結果を報告し、専門的・客観的な視点に立った意見をもらう。
- ◎点検・評価に基づく改善  
上記の点検・評価に基づき、指定管理者は自主的な改善に努め、次期事業計画に反映させる。市は助言や指摘を行う。
- ◎評価結果の公表  
評価結果は、市のホームページへの掲載や、当該施設への掲示により行う。

# 組 織 (職員課)

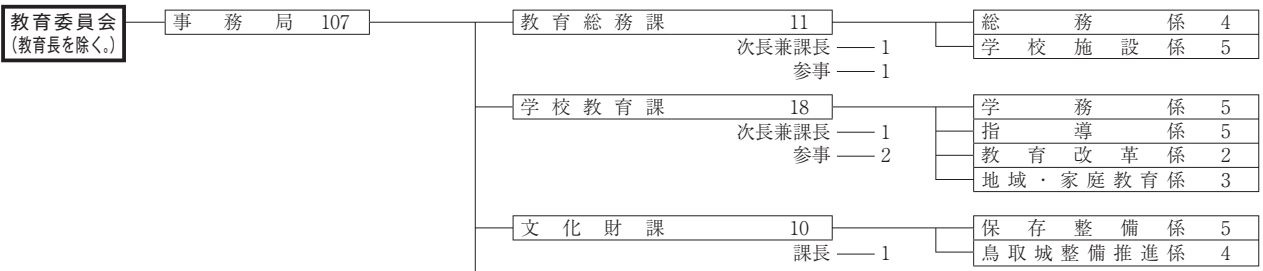
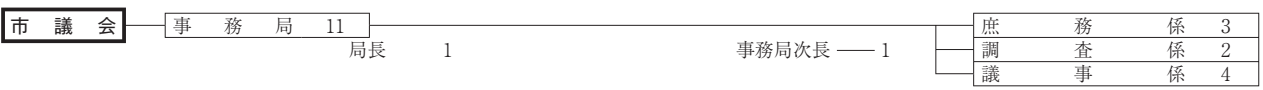
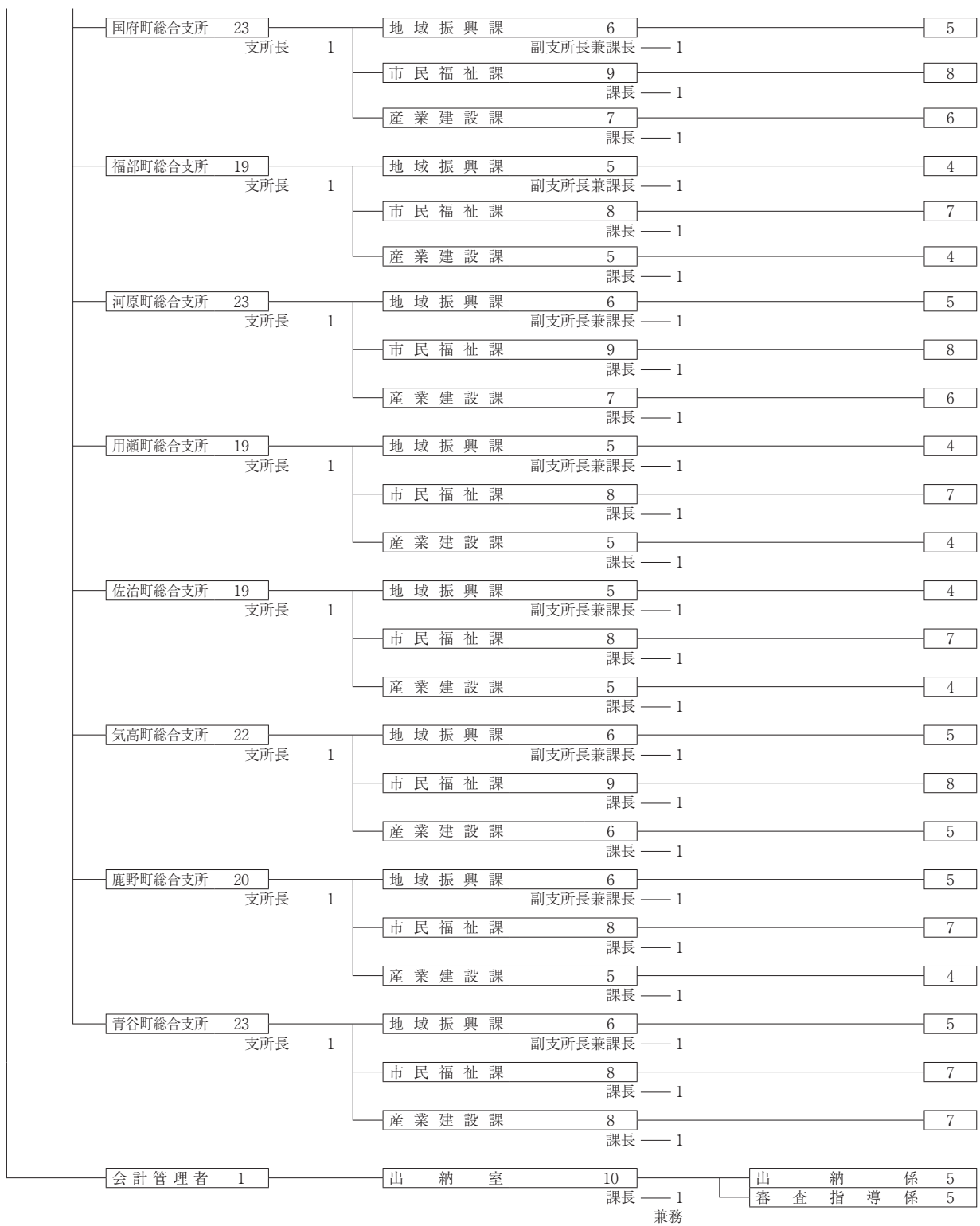
## 1. 組織機構図 (平成23年4月1日現在)

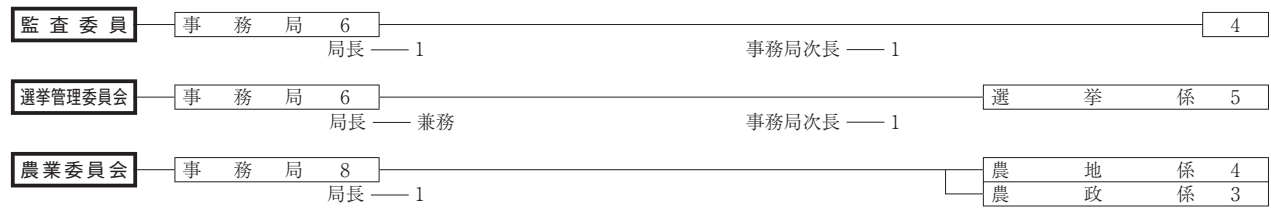
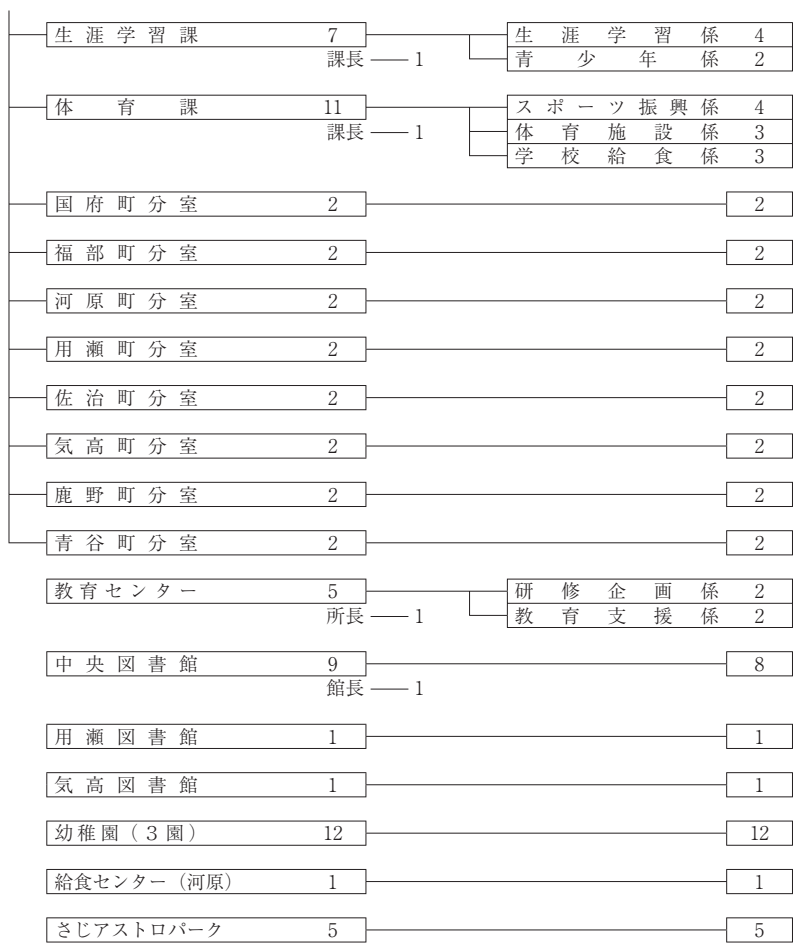












**総合計 1391**  
(特別職、教育長除く)

## 2. 組織数・職員数

(平成23年4月1日現在)

部局	部・局	監	支所	課・室	課の内部組織		定数	職員数
					室・センター	係		
市長事務部局	9	3	8	68	15	118	1,290	1,253
議会	1					3	12	11
選挙管理委員会	1					1	6	6
監査委員	1						8	6
公平委員会	1						2	
農業委員会	1					2	8	8
教育委員会	1			13		13	144	107
合計	15	3	8	81	15	137	1,470	1,391

※職員数は、公の施設等の職員を含む。

## 職員給料（職員課）

### 1. 職員の給料

(平成23年4月1日現在)

職種	職員数	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	891人	335,800円	43.5歳
技能労務職	77人	340,300円	47.9歳

※代表的な職種を掲載しています。

### 2. 特別職の職員の給与・報酬

#### (1) 議会議員の報酬

(平成23年4月1日現在)

議長	副議長	議員
584,000円	513,000円	475,000円

#### (2) 市長、副市長、教育長の給料

(平成23年4月1日現在)

市長	副市長	教育長
1,026,000円	850,000円	722,000円

(3) その他の特別職の報酬 (平成23年4月1日現在)

職 名	報 酬 額
教 育 委 員 会	委 員 長 月額 74,000円
	委 員 月額 56,500円
監 査 委 員	代 表 月額 81,500円
	学 識 経 験 者 月額 74,000円
	議 員 月額 37,000円
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 月額 39,000円
	委 員 月額 31,500円
公 平 委 員 会	委 員 長 月額 29,500円
	委 員 月額 27,000円
農 業 委 員 会	会 長 月額 56,000円
	会 長 職 務 代 理 月額 28,500円
	部 会 長 月額 28,500円
	部 会 長 職 務 代 理 月額 28,500円
	委 員 月額 27,000円
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	日 額 7,000円
地 区 公 民 館 長	月 額 63,000円
体 育 指 導 委 員	年 額 27,500円
交 通 安 全 指 導 員	年 額 39,500円
審 査 会 及 び 審 議 会 等 の 委 員 員 そ の 他 の 構 成 員	日 額 7,000円
選 挙 長	日 額 10,600円
投 票 管 理 者	投 票 所 日 額 12,600円
	期 日 前 投 票 所 日 額 11,100円
開 票 管 理 者	日 額 10,600円
投 票 立 会 人	投 票 所 日 額 10,700円
	期 日 前 投 票 所 日 額 9,500円
開 票 立 会 人	日 額 8,800円
選 挙 立 会 人	日 額 8,800円

※選挙長等は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額

## 市 庁 舎（財産管理課）

1. 初 代 明治23年1月4日 開庁  
 因幡高等小学校女子部校舎を市庁舎とする。
2. 二 代 目 大正11年12月 新築 わが国最初のブロック建築  
 建築費63,000円
3. 三 代 目 (本庁舎) 昭和39年9月21日開庁  
 所在地 鳥取市尚徳町116番地  
 用途地域 商業地域  
 敷地面積 3,963.86㎡  
 建築面積 1,459.28㎡  
 延床面積 地下 469.07㎡  
           1階 1,508.70㎡  
           2階 1,304.39㎡  
           3階 918.72㎡  
           4階 918.72㎡  
           5階 918.72㎡ (内 議場 200.10㎡)  
           6階 701.64㎡  
           塔屋 69.60㎡  
           総計 6,809.56㎡  
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造)  
 規模 地下1階 地上6階 塔屋3階  
 最高の高さ 31.3m  
 工期 着工 昭和38年6月3日、竣工 昭和39年8月31日  
 工事費 300,560千円  
 (第2庁舎) 平成元年1月、旧明治生命ビルを第2庁舎として取得。  
 昭和43年建築 敷地面積641.35㎡ 延床面積2,252.50㎡

### 4. 市町村合併に伴う庁舎取得

平成16年11月1日 旧ダイエー鳥取駅南店を駅南庁舎とし、合併前8町村庁舎を総合支所庁舎とする。

	(建築年月日)	(敷地面積)	(延床面積)
(駅南庁舎)	平成元年	5,781.43㎡	27,752.21㎡
(国府町総合支所庁舎)	昭和37年	2,295.47㎡	1,622.31㎡
(福部町総合支所庁舎)	昭和44年	6,758.65㎡	1,794.50㎡
(河原町総合支所庁舎)	昭和43年	8,968.00㎡	2,134.58㎡
(用瀬町総合支所庁舎)	昭和52年	6,995.00㎡	1,683.50㎡
(佐治町総合支所庁舎)	昭和46年	5,077.00㎡	2,808.39㎡
(気高町総合支所庁舎)	昭和45年	3,366.00㎡	1,419.03㎡
(鹿野町総合支所庁舎)	昭和59年	5,030.80㎡	2,267.29㎡
(青谷町総合支所庁舎)	平成4～5年	23,428.99㎡	3,977.85㎡

## 広 告 事 業 (財産管理課)

本市でも新たな自主財源を確保するため、「広告事業打合せ会（課内）」や「鳥取市広告事業検討会（庁内）」による会議を重ね、広告事業の取り組みを開始した。

平成18年度は市ホームページのバナー広告を開始し、平成19年度からは市が発行する各種通知書封筒や公用車両などを広告媒体として提供している。また、市有施設へのネーミングライツを導入し、さらなる広告事業の拡大を図った。

### 主な取り組み

#### 1. 各種（通知書）封筒裏面広告

- 各納税通知書封筒（固定資産税、軽自動車税、市県民税、国民健康保険）
- 市民窓口配布用封筒

#### 2. 公用自動車広告

- 公用自動車 36台

#### 3. 玄関マット広告

- 7枚（本庁舎、駅南庁舎）

#### 4. 市ホームページバナー広告

- トップページ7枠、サブトップページ35枠

#### 5. ネーミングライツ

- とりぎんバードスタジアム

#### 6. 動画広告

- モニター6ヵ所（本庁舎、駅南庁舎）

## 財 産 区 (財産管理課)

### 財産区一覧

機 関	区 数	名 称
区議会	1	鹿野町鹿野
管理会	54	宇倍野、小河内、八上、北、大村、鷹狩、美成、赤波、用瀬、別府、社、金屋、樟原、川中、川中・樟原、宮原、川中・樟原・宮原、安蔵、屋住、江波、家奥、古用瀬、古市、葛谷・上葛谷、古市・大井、刈地、津無、津野、大井、森坪、葛谷、上葛谷、高山、高山・津野、加瀬木、万蔵、大水、小田、細尾、畑、つく谷、河本、余戸、尾際、中、福園、福園・畑・つく谷、栃原、下大井、日置、日置谷、中郷、青谷、勝部

## 地籍調査事業（財産管理課）

地籍調査事業は、昭和26年に制定された国土調査法に基づき、全国各地で継続実施されている事業である。鳥取市の全面積765.66km<sup>2</sup>のうち国有林、水面、湖沼の82.15km<sup>2</sup>を除いた調査対象面積683.51km<sup>2</sup>に対し、平成22年度末までの調査済み面積は139.61km<sup>2</sup>で、その進捗率は20.43%となっている。

(単位：km<sup>2</sup>)

鳥取市 全体面積	調査 除外面積	調査 対象面積	地籍調査実施済み面積			進捗率 (%)
			地籍 調査面積	19条5項 指定面積	計	
765.66	82.15	683.51	118.79	20.82	139.61	20.43%

## 建設業者格付・入札（検査契約課）

### 1. 建設業者の格付

平成17年度に本市独自の建設業者格付制度を導入し、2年間有効な入札参加資格者の格付を行っている。平成22年度は、平成21・22年度の格付を運用するとともに、市発注工事の成績や優良工事表彰の実績をもとに、業者の技術力を重視した平成23・24年度の格付について、平成23年4月の適用に向けた関係機関との協議・検討を行うなど、適正な格付制度の確立に努めている。

### 2. 入札制度の適正化

入札参加資格の調査、入札・契約に関する規則等の改正、新たな制度の試行などにより、入札制度全体の適正化を図っている。

平成22年度においては、建設投資額の増加が見込めないなか、地域経済の一翼を担う地元建設事業者の経営を下支えするため、鳥取市建設工事指名業者選定要綱の一部を改正するなど、受注機会の均等化を推進している。

### 3. 入札等審査委員会

市が発注する建設工事等の透明性、客観性を確保するため、学識経験者等の第三者で構成する入札等審査委員会を設置している。委員会では、入札及び契約手続きに関する要綱等の改正、談合情報の調査結果等について審議し、市長への意見具申を行っている。

### 4. 優良工事表彰制度

市発注の建設工事全般を対象とした優良工事表彰制度を導入し、公共工事の質的な向上を図っている。

### 5. 小規模修繕等契約希望者登録制度

本市が発注する1件あたり30万円以下の小規模な修繕等の契約について、市の入札参加資格を受けていない、市内に主たる事業所を有する小規模事業者を対象に、2年間を登録期間とした制度を設けている。

## 危機管理対策（防災調整監）

### 1. 防災、国民保護及び防犯対策向上を目指す主な取組み

#### (1) 自主防災組織に対する取組み

町内会及び集落等を単位として、市民が自主的に組織する自主防災組織が、情報の伝達、初期消火、避難・誘導、炊き出し等の防災訓練を行うための活動費等の補助や消火器購入費等の助成を行う。

また、防災に関する専門知識と豊富な経験を有する防災コーディネーターを配置し、自主防災組織の結成や訓練実施等の支援、また防災関係団体との連携や協力関係の構築等といった体制整備を行う。

平成20年5月、これまで地域ごとに活動していた旧市域と新市域の自主防災会連合会の組織及び補助金等制度の統合を図り、各自主防災会相互の情報交換や交流を活発にしていく。

なお、平成21年度より、地域の防災リーダーを養成、登録し、その中から地区公民館単位に防災指導員を委嘱、指導員とリーダーが協力して地域の防災計画の推進や自主防災会の活動支援を行う。

- ① 自主防災活動補助 年2回以上の防災訓練を実施した自主防災会に対し、18千円を限度に補助
- ② 器具購入等助成 消火器購入、消火薬剤詰替及びホース格納箱更新費用の一部を助成  
平成20年度から、実際の火災に使用した消火器の薬剤詰替費用の全部を助成
- ③ 地区リーダー講習補助 地区主催の講習会費用として、10千円を補助
- ④ 地区防災訓練補助 地区主催の実動を伴う訓練費用として、20千円を基本額に訓練参加防災会数に応じて5千円から15千円を加算した額を補助
- ⑤ 小型ポンプ修繕費補助 平成21年度から、自主防災会が維持補修する消防用小型ポンプの修繕費用の2分の1を補助（上限100千円）

#### (2) 防災行政無線の整備

合併により市域が拡大したことに伴い、平成17年度に合併町村における既設防災行政無線の統合化を図り、本庁と各総合支所の非常通信体制の確保を図った。

防災行政無線が未整備の鳥取及び国府地域についても、災害情報の主要な伝達手段を確保するため、平成18年度に実施設計、平成19年度から平成22年度までの4年間で、デジタル式同報系防災行政無線の整備を行い、平成22年9月1日より全面運用開始した。

#### (3) 国民保護に対する取組み

平成18年度に策定した鳥取市国民保護計画に基づき、国、県、自衛隊、警察、消防等関係機関との連携を強化するとともに、平成19年度には、県と合同で住民の避難を伴う実動訓練を実施した。

平成20年度以降においても、福部地域を皮切りに各地域で市主催の実動訓練を実施し、有事のみならず大災害や重大な事故等の対策にも応用できるよう検証を行っている。

#### (4) 鳥取市総合防災訓練等の実施

昭和18年の鳥取大地震を教訓に、地震による災害発生を想定し、災害時における救助活動等の円滑化及び防災意識の高揚等を図るため、毎年9月10日に訓練の主会場地域をかえて鳥取市総合防災訓練を実施する。

平成19年度からは合併地域を中心会場の一つに加え、西部地域、南部地域、東部地域の順に実施することとし、平成22年度は、市内の6会場で大規模な総合防災訓練を実施し、50機関、約4,000名が訓練に参加した。

#### (5) 自主防犯活動に対する取組み

平成18年1月に施行した「鳥取市安全で安心なまちづくり条例」及び同条例に基づき策定した「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」により、犯罪発生の未然防止のための施策を計画的に推進する。



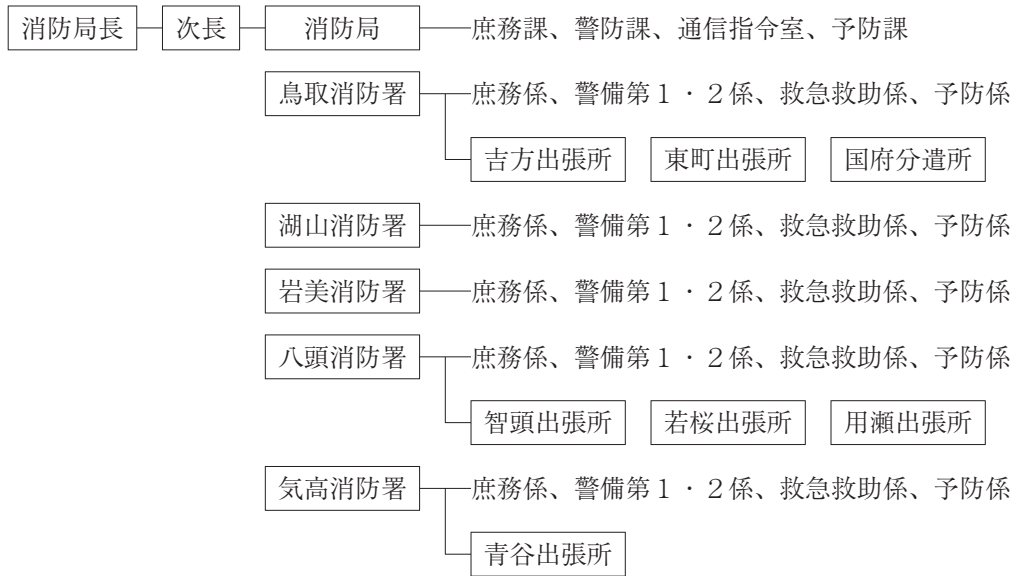
さらに、条例の実効性を確保していくため、平成18年度に「鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画」を定め、市民、事業者、警察、その他関係団体等の連携を図りつつ、個別具体的に必要な取組みを行う。

## 2. 消 防 体 制

### (1) 消 防 機 構

常備消防については、鳥取県東部地区市町(1市4町)で鳥取県東部広域行政管理組合を設立し運営する。

《鳥取県東部広域行政管理組合消防局》



職員数：消防局53人、署154人、出張所88人、分遣所10人

### (2) 消 防 団

消防団組織 9地区団 51分団

(平成23年4月1日現在)

階 級	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計	条例定数
団 員 数	1	10	59	51	67	207	941	1,336	1,354

(備考) 副団長に地区団長を含む。分団長に副地区団長を含む。

### (3) 消 防 機 械

(平成23年4月1日現在)

区分	ポン プ 自 動 車	水 槽 付 自 動 車	は し ご 付 自 動 車	化 学 消 防 車	救 助 工 作 車	救 急 自 動 車	指 揮 車	査 察 広 報 車	連 絡 車	そ の 他	オ フ ロ ード バ イ ク	小 型 積 力 ポ ン プ 車	小 型 動 力 ポ ン プ
消防局	13	11	2	2	1	13	2	13	3	4	6		
消防団	44						1	1				9	38

#### (4) 火災発生状況

(平成22年中)

火災件数	78件	105件	建物焼損棟数・面積	58棟・1,825㎡	77棟・2,672㎡
うち建物火災	44	57	林野焼損面積	40 a	40 a
林野火災	3	4	死者	2人	3人
車両火災	3	5	負傷者	15人	19人
船舶火災	—	—			
その他	28	39	損害額	87,865千円	178,131千円

(注) □ は、東部管内全体の数字を表す。

## 住民事務（市民課）

市民課では、戸籍事務、住民基本台帳事務、外国人登録事務、印鑑登録事務などを取り扱っている。

### 1. よりよい窓口事務をめざして

#### ① 合併に伴う窓口の配置

平成16年11月の合併に伴い、市民課の窓口は、駅南庁舎市民課及び各総合支所市民福祉課（8ヶ所）と主に住民異動届及び証明発行事務を行う市民課証明コーナー（本庁舎）の計10ヶ所となり、ほとんどのサービスがどの窓口でも均一に受けられるように配置した。

#### ② 郵便局との業務提携

平成14年4月から鳥取湖山北郵便局で、平成18年11月から宝木郵便局で、戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑証明の受付交付業務（本人及び同一戸籍、同一世帯のものに限る）を開始した。

#### ③ 取扱時間の拡大

本庁舎の市民課証明コーナーについては、通常の手取時間（平日の午前8時30分から午後5時15分）に利用が難しい方のため、平成3年4月から土日の取扱いを開始したのに加え、平成15年3月から平日の取扱時間を午前8時30分から午後7時までに延長した。

\* 現在本庁舎にある市民課証明コーナーは平成16年10月まではJR鳥取駅構内に設置していた。

#### ④ 事務の電算化

住民記録事務（住民基本台帳・外国人登録）は昭和59年2月から、印鑑登録事務は平成元年1月から、戸籍事務は平成13年3月から電算化を実施し、事務処理の正確性・迅速性を向上した。

### 2. 市民ニーズに応じていくために

#### ① 本人確認の実施

各種届出や証明書交付申請における「成りすまし」を防ぎ、個人情報を守るため、平成17年10月から本人確認書類の提示を求めることとした。

#### ② 事務取扱い書類における「性別記載」の廃止

平成15年4月から鳥取市における事務取扱い書類における「性別記載」を廃止した。市民課業務については印鑑登録原票および印鑑登録証明書から性別記載を廃止した。

#### ③ ホームページからの申請書ダウンロード

市民課窓口における証明書の交付請求など、あらかじめ申請書を自宅等で記入して窓口にくられるよう、

また、遠隔地からの郵便請求に対応できるように鳥取市公式ウェブサイトからの申請書のダウンロードサービスを平成17年6月から開始した。現在、住民票の写し、外国人登録記載事項証明、戸籍謄抄本、印鑑証明、住基カード、税証明など各種証明交付申請書がダウンロード可能である。

### 3. 新しいサービスの開始

#### ① 住民基本台帳ネットワークシステムのサービス開始

住民基本台帳法の改正に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムが整備されたことにより、平成14年8月から第1次サービスを開始し、パスポートの申請時の住民票の写しや年金の現況届けなど各種公的手続きにおける証明などが省略されるよう順次進められている。

また、平成15年8月から住民票の広域交付や住基カードの交付などの第2次サービスを開始した。

#### ② 公的個人認証サービスにおける電子証明書の交付

eTaxなどの電子申請等における「成りすまし」や「申請内容の改ざん」を防ぐため、平成16年1月から申請者に対する電子証明書の交付を開始した。

#### 世帯数・人口等（3月31日現在）

種別 \ 年度	21年度	22年度	対前年比
世帯数	75,631	76,161	100.7%
人口数	195,957	195,328	99.7%
外国人登録世帯数	1,059	1,065	100.6%
外国人登録者数	1,354	1,373	101.4%
本籍数	88,070	88,018	99.9%
本籍人口数	221,117	219,865	99.4%

各種証明書・届出等取扱件数（有料分）

種別 \ 年度		21年度	22年度	対前年比
証 明 書 等	戸籍謄抄本	34,997	34,821	99.5%
	除籍謄抄本	20,960	21,387	102.0%
	その他戸籍証明	2,605	2,776	106.6%
	住民票の写し	81,333	80,927	99.5%
	住民票広域交付	91	77	84.6%
	戸籍の附票	3,941	3,817	96.9%
	記載事項証明等	1,860	2,067	111.1%
	閲覧	846	1,021	120.7%
	住基カード	55	59	107.3%
	外国人記載事項証明	1,129	1,186	105.0%
	印鑑証明	66,445	66,209	99.6%
	税証明	44,920	45,580	101.5%
	自動車臨時運行許可	2,173	2,109	97.1%
	公的個人認証	932	1,018	109.2%
	小計	262,287	263,054	100.3%
戸 籍	出生	1,803	1,827	101.3%
	死亡	1,969	2,141	108.7%
	婚姻	965	988	102.4%
	離婚	375	360	96.0%
	養子縁組	126	145	115.1%
	養子離縁	45	46	102.2%
	入籍	371	396	106.7%
	転籍	454	456	100.4%
	その他	455	456	100.2%
	小計	6,563	6,815	103.8%
住 民 登 録	転入	3,874	3,607	93.1%
	転出	4,145	3,778	91.1%
	転居	4,937	4,993	101.1%
	その他	1,388	1,576	113.5%
	小計	14,344	13,954	97.3%
印 鑑	印鑑登録・変更・廃止	5,544	5,504	99.3%
	登録証再交付	1,731	1,725	99.7%
	小計	7,275	7,229	99.4%
合計		290,469	291,052	100.2%

## 市 税 (総務調整監)

### 1. 市 税 内 訳 (市民税課・固定資産税課)

(単位：千円)

区 分	平成22年度予算(A)	構 成 比	平成23年度予算(B)	構 成 比	伸び率B/A
市 民 税	9,689,000	40.7%	9,222,000	39.9%	95.2%
( 個 人 )	7,946,000	33.4%	7,282,000	31.5%	91.6%
( 法 人 )	1,743,000	7.3%	1,940,000	8.4%	111.3%
固 定 資 産 税	11,877,000	49.9%	11,676,000	50.5%	98.3%
軽自動車税	413,000	1.7%	413,000	1.8%	100.0%
市たばこ税	1,215,000	5.1%	1,195,000	5.1%	98.4%
入 湯 税	20,000	0.1%	20,000	0.1%	100.0%
都市計画税	586,000	2.5%	594,000	2.6%	101.4%
合 計	23,800,000	100.0%	23,120,000	100.0%	97.1%

### 2. 市税の収入状況 (収税課)

(単位：円，%)

税 目	平成21年度決算 (平成22年5月31日現在)			平成22年度決算 (平成23年5月31日現在)			
	調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率	
現 年 課 税 分	市 民 税	9,952,526,110	9,728,759,692	97.75	9,707,201,476	9,551,808,314	98.40
	固定資産税	12,012,812,700	11,720,986,614	97.57	11,969,851,800	11,698,341,001	97.73
	軽自動車税	408,437,800	397,112,034	97.23	415,041,700	404,401,800	97.44
	市たばこ税	1,181,732,334	1,181,732,334	100.00	1,206,616,713	1,206,593,508	100.00
	入 湯 税	22,183,350	21,287,700	95.96	20,602,050	20,422,200	99.13
	都市計画税	584,848,200	570,496,205	97.55	599,852,700	586,111,526	97.71
滞 納 繰 越 分	1,882,468,781	344,095,487	18.28	1,898,964,581	363,932,083	19.16	
計	26,045,009,275	23,964,470,066	92.01	25,818,131,020	23,831,610,432	92.31	

### 3. 平成22年度個人市民税課税状況 (市民税課)

#### (1) 課税標準段階別

区 分	納税義務者数 (人)	構成比 (%)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	構成比 (%)
10万円以下	3,794	4.8%	3,900,045	2,755,106	1,144,939	36,344	0.5%
10万円超100万円以下	34,502	43.7%	49,746,056	30,343,396	19,402,660	1,146,403	15.3%
100万円超200万円以下	21,410	27.1%	53,852,381	23,257,086	30,595,295	1,830,414	24.5%
200万円超300万円以下	9,636	12.2%	37,915,431	14,198,926	23,716,505	1,418,576	18.9%
300万円超400万円以下	5,021	6.4%	25,714,166	8,418,077	17,296,089	1,036,097	13.8%
400万円超550万円以下	2,488	3.2%	16,009,747	4,480,528	11,529,219	687,338	9.2%
550万円超700万円以下	696	0.9%	5,741,430	1,358,337	4,383,093	259,806	3.5%
700万円超1,000万円以下	638	0.8%	6,575,605	1,281,484	5,294,121	317,227	4.2%
1,000万円超	712	0.9%	14,241,956	1,613,537	12,628,419	752,502	10.1%
合 計	78,897	100.0%	213,696,817	87,706,477	125,990,340	7,484,707	100.0%

区 分	税 額 控除額等 (千円)	調 整 控除額 (千円)	住宅借入金 等特別税額 控 除 額 (千円)	寄附金 税 額 控除額 (千円)	配当割額及び 株式等譲渡所得 割額の控除額 (千円)	所得割額 (千円)	構成比 (%)
10万円以下	15	4,721	8	0	3	31,597	0.4%
10万円超100万円以下	597	98,806	16,051	32	731	1,030,186	14.3%
100万円超200万円以下	724	68,500	45,250	52	1,046	1,714,842	23.9%
200万円超300万円以下	261	18,399	24,067	60	425	1,375,364	19.2%
300万円超400万円以下	326	7,533	3,409	43	285	1,024,501	14.3%
400万円超550万円以下	232	3,734	57	86	215	683,014	9.5%
550万円超700万円以下	327	1,046	0	11	91	258,331	3.6%
700万円超1,000万円以下	197	958	0	24	337	315,711	4.4%
1,000万円超	1,515	1,070	0	361	941	748,615	10.4%
合 計	4,194	204,767	88,842	669	4,074	7,182,161	100.0%

(2) 所得区分別

区 分	納税義務者 数 (人)	構成比 (%)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	構成比 (%)
給 与	63,169	80.1%	177,429,672	73,070,231	104,359,441	6,259,041	83.6%
営 業 等	2,873	3.6%	8,941,882	3,447,710	5,494,172	329,537	4.4%
農 業	179	0.2%	411,238	205,554	205,684	12,333	0.2%
そ の 他	12,221	15.5%	22,366,070	10,375,916	11,990,154	718,921	9.6%
小 計	78,442	99.4%	209,148,862	87,099,411	122,049,451	7,319,832	97.8%
譲 渡	455	0.6%	4,547,955	607,066	3,940,889	164,875	2.2%
合 計	78,897	100.0%	213,696,817	87,706,477	125,990,340	7,484,707	100.0%

区 分	税 額 控除額等 (千円)	調整控除額 (千円)	住宅借入金 等特別税額 控 除 額 (千円)	寄附金 税 額 控除額 (千円)	配当割額及び 株式等譲渡所得 割額の控除額 (千円)	所得割額 (千円)	構成比 (%)
給 与	1,396	163,175	84,957	563	758	6,008,192	83.7%
営 業 等	30	8,365	2,631	10	3	318,498	4.4%
農 業	8	616	73	0	0	11,636	0.2%
そ の 他	1,441	31,651	933	96	1,583	683,217	9.5%
小 計	2,875	203,807	88,594	669	2,344	7,021,543	97.8%
譲 渡	1,319	960	248	0	1,730	160,618	2.2%
合 計	4,194	204,767	88,842	669	4,074	7,182,161	100.0%

4. 納 税 奨 励 (収税課)

市税口座振替税目別加入状況

(平成23年3月末現在)

税 目	納税義務者数 (人)	利用者数 (人)	割 合 (%)
市 県 民 税 ( 普 徴 )	39,321	12,668	32.22
固定資産・都市計画税	75,872	21,789	28.72
軽 自 動 車 税	57,680	12,068	20.92